

第二次北本市環境基本計画 骨子（案）

(裏：白)

第二次北本市環境基本計画－骨子（案）目次－

序 編	私たちが暮らす北本の環境は？	1
第 1 章	環境基本計画がなぜ必要なの（計画策定の背景）	2
第 2 章	環境問題や環境づくりへの市民の考え	4
第 3 章	北本市の環境の状況や環境保全への取り組み	8
1	北本市ってどんなまち	8
2	北本市が進めてきた取り組み	10
基本編	北本市環境基本計画	13
第 1 章	北本市環境基本計画が果たす役割	14
1	環境基本計画の役割	14
2	協働の環境づくりに向けて	16
3	計画の推進・進行管理に向けて	20
4	計画の構成	22
第 2 章	計画がめざしていく環境の姿	23
1	『望ましい環境像』の実現に向けて	23
2	環境像実現に向けた目標と重点取り組み	24
第 3 章	計画で進めていくこと	28
1	望ましい環境像に向けた取り組み（取り組みの体系）	28
2	重点的取り組み(協働プロジェクト)の展開	31
	協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑 いきいきプロジェクト	32
	協働プロジェクトⅡ ごみ減量・3R もったいないプロジェクト	40
	協働プロジェクトⅢ 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト	44
	協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環プロジェクト	50
資料編		55
1	環境基本条例	
2	計画策定の経過、諮問・答申	
3	用語の解説	

(裏：白)

序 編 私たちが暮らす北本の環境は？

- 1 環境基本計画がなぜ必要なの
- 2 環境問題や環境づくりへの市民の考え
- 3 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み
 - 1 北本市ってどんなまち
 - 2 北本市が進めてきた取り組み

第1章 環境基本計画がなぜ必要なの（計画策定の背景）

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきました。しかし、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、さまざまな資源やエネルギーを大量に消費してきた私たちの社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすまでになっています。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害や廃棄物などによる環境問題をはじめ、地球温暖化に伴う自然環境や生活環境への影響なども身近な問題となってきています。また、豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も少なくなっているほか、地域の資源や個性も失われつつあります。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有しているとともに、将来の世代に継承していく責務もっています。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び多様な生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っています。私たちは、こうした自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会を創り、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

今日の環境問題は、かつての公害問題のように加害者と被害者が明確でなく、私たち一人ひとりが被害者であるとともに加害者ともなっています。そのため、私たち一人ひとりが、こうした地域の環境が果たす役割などを理解し、環境への負荷を減らし、健康で快適に暮らせる持続可能な社会を、みんな協力して創り上げていくために必要となる取り組みを、総合的・計画的に進めていくためのガイドラインとなる環境基本計画を策定し、その適切な推進をめざしています。

第二次北本市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、平成12年3月に策定した「北本市環境基本計画（第一次）」の期間が平成27年度に終了するとともに、新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、これからの環境施策の方向を定め、国・県・近隣市町の取り組みと連携しながら、適切に推進していくために、全面的に改定を行うことにしました。

【地球環境問題の動向】

平成 4（1992）年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向け、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」と、その諸原則を実施するための行動計画である「アジェンダ 21」及び「森林に関する原則声明」が採択されました。また、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約」の署名が開始されるなど、地球規模での環境問題への取組の重要性が発信されました。

わが国では、地球サミットを踏まえ平成 5（1993）年に、環境基本法が制定され、翌年に第一次「環境基本計画」が策定され、総合的計画的な環境政策への転換が進められました。平成 10（1998）年に「地球温暖化対策推進法」、平成 12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」、平成 20（2008）年に「生物多様性基本法」が制定されるなど、法整備や行動に向けた計画づくりと取組が進められてきています。

最近では、平成 22（2010）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、遺伝子資源の権利に係る「名古屋議定書」が採択され、生物多様性保全の行動目標を定めた「愛知ターゲット」が合意されました。わが国は、平成 23 年に「生物多様性保全地域連携促進法」を制定、平成 24 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、その取組を進めていくことになりました。

一方、地球温暖化対策に向けた「京都議定書」の約束期間（2005 年～2012 年）が終了しました。わが国の公約である温室効果ガス排出量の 1990 年比 6%削減目標は、排出量は実質増加しましたが、森林吸収や京都メカニズムクレジットにより達成が可能となりました。平成 25（2013）年の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告では、今世紀末の世界平均地上気温は、最大で 2.6～4.8℃上昇する可能性が高く、人類の活動に伴う温室効果ガスの増大が大きな要因であるとされました。そのため、平成 27 年の COP21 での排出量削減の枠組みづくりに向けて、わが国も新たな削減目標を発表しました。

この 20 年間で世界の産業・経済情勢も大きく変化し、環境問題も、地球温暖化をベースに、エネルギーや水資源、生物多様性など、地球規模の資源を含めた総合的な環境問題へと変わってきています。

【地球環境問題と私たちとの関わり】

地球温暖化などの気候変動に伴う、局所的な豪雨などの自然災害の多発、熱中症など健康への影響、生態系や農業、水資源への影響など、私たちの身近な環境問題ともなっています。

ごみ問題については、全国的に資源の分別やリサイクルが定着化するなど、さまざまな取り組みが進んできましたが、廃棄物処理費の増加、資源の少ないわが国においては、今後とも一層のごみの減量と資源化が必要となっています。また、生物多様性の保全に向けて、私たちの身近な自然の場でもある雑木林や農地、水辺からなる里地里山の保全や再生による自然生態系の保全をはじめ、特定外来種や野生鳥獣被害対策などとも密接に関わっています。

さらに、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震による災害（東日本大震災）及び福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質による環境汚染問題は、自然災害や原子力発電所事故などからの安全・安心の確保、節電など省エネルギーへの取り組みや太陽光発電など再生可能エネルギー活用などのエネルギー利用のあり方、自然との共生のあり方などに、さまざまな課題をもたらしました。

【国・県の環境基本計画について】

国では、平成 6 年に環境基本計画を策定して以降、社会情勢や環境の変化を踏まえ、改定を行ってきています。平成 24（2012）年に第四次環境基本計画を策定し、持続可能な社会の形成をめざして、「安全が確保される社会」を基盤として「自然共生社会」、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築を目指していくことにしました。

埼玉県においても、国の取り組みと合わせて環境政策を進めていくために、平成 8 年 3 月に埼玉県環境基本計画（第一次）を策定し、同様に改定を行ってきています。平成 24 年 7 月に埼玉県環境基本計画（第四次）～持続可能な埼玉の未来を描く～を策定しました。

第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え

北本市の雑木林の多くは民有地にあります。近年、開発や相続等の関係で減少してきています。約6割の市民が「北本市の環境を代表しているので、子どもたちや将来世代に引き継いでいくことが望ましい。」と考えています。

自然環境

望ましいとした市民の半数以上は、雑木林を残していくためには、「雑木林や公園などの清掃・美化活動への協力」や「下草刈りや落ち葉かきなど雑木林保全活動への協力」が必要としています。また、「市の予算で財源の確保」や「雑木林の維持管理への経済的支援」、「雑木林を使った子どもの環境学習への協力」もそれぞれ4割以上の市民が必要としています。

北本市で最も大切にしていきたい環境として、

- ① 買い物や交通の利便性 <②>
- ② 市内に残る雑木林などの身近な自然 <①>
- ③ 蒲桜や荒川沿いの桜並木 <④>
- ④ 市内の公園・街路樹社寺林等の緑 <③>

などをあげています。

※ <> 内①~④はH19年調査での順位を示す。

大切にしていきたい環境

親子アンケート結果では

- ① 安心して歩ける・自転車が乗れる道など
- ② 蒲桜や荒川の桜並木
- ③ 神社やお寺、祭りなどの文化が6割以上や6割近くと高く、
- ④ いろいろな生きものが見られる所
- ⑤ 家の近くの林(雑木林)などの自然などが、3~4割となっています。

「雑木林や水辺などの自然」や「昆虫や野鳥など身近な生きものとのふれあい」は、3~4割の方が“変わらない”と感じています。前回調査に比べ“わからない”との回答も増えましたが、「雑木林や水辺などの自然」は“やや良くなった”と感じている方も3割近くいます。

ここ5~6年の自然環境の変化

「農地や田園景観」の変化は、5割近くの市民が“変わらない”と感じていますが、悪化していると感じている市民も2~3割います。

「公園や緑道・街路樹などの緑」の変化も、前回調査と同様に、4割強の市民が“変わらない”と感じていますが、約3割の市民が“やや良くなった”と感じています。

「文化財等の歴史的・文化的環境とのふれあい」の変化は、前回調査と同様に5割以上の市民が“変わらない”と感じています。また、“わからない”との回答も2~3割と多く、10ポイント近く増えています。

環境基本計画の見直しにあたり、平成 27 年 7 月に市民や事業者、親子を対象に環境意識調査を実施しました。ここでは、環境問題や環境づくりに対する意見などの概要を示しています。なお、文中の前回調査は平成 19 年に行われた計画改訂の環境意識調査をいいます。

生活環境

「空気のきれいさ」や身近な場所での「音（騒音）」や「におい（悪臭）」の変化については、5~6 割の市民が変わっていないとしています。

前回調査では悪化しているが 3~4 割ありましたが、それぞれ 10 ポイント程度減少しています。

「水路や河川の水質」の変化については、“変わらない”と感じている市民が 4 割近くいますが、“わからない”との回答も 3 割以上と多く、日常の生活で水路や河川などの水辺にふれる機会が少ないと考えられます。

「自転車の利用しやすさ」では、“変わらない”との回答も 4 割以上ありますが、やや悪くなっていると感じている市民も約 2 割います。

「公共交通機関の利便さ」の変化は、“変わらない”との回答も 4 割近くありますが、やや良くなったと感じている市民が 4 割近くと、前回調査に比べ 10 ポイント以上高くなっています。

ここ 5~6 年の生活環境の変化

「歩道の整備など散策やまち歩きしやすさ」の変化は、“変わらない”との回答も 4 割近くありますが、やや良くなったと感じている市民が 4 割と多くなっています。

「家の周りや道路でのごみの散乱」や「林や水辺、農地でのごみの散乱や不法投棄」の変化は、“変わらない”と感じている市民がそれぞれ 4 割前後と多いですが、前回調査に比べ、悪化していると感じている市民の割合が 10 ポイント以上減っています。

どんな環境のまちであったら良いか

- 子どもたちは、北本市が
- ① 空気がきれいなまち
 - ② 安心して自転車に乗って、いろいろなところに行けるまち
 - ③ ごみがちらかっていないきれいなまち
 - ④ 公園や林、水辺などが近くにあり、外で遊ぶことができるまちであったらいいなど、それぞれ半数近くの児童が考えています。

※H27 環境に係る親子アンケート結果

まちづくりに向け優先すべき取り組みとして

- ① 自然に親しめる公園の整備
- ② 雑木林の保全と整備（管理）
- ③ 水のきれいさの確保・維持
- ④ 市街地や住宅地の緑化の推進
- ⑤ 騒音・振動、悪臭の防止をあげています。

※前回調査でも同様の取り組みを優先すべきとなっていました。

まちづくりに向けて優先すべき取り組み

子育てしていく上で改善してほしい環境として

- ① 自転車が安心して乗れる環境が 6 割と高く、次いで
- ② 公害や汚染がない環境
- ③ 子どもが雑木林や水辺などのある公園で安心して遊べる環境
- ④ ごみが散乱していない清潔な環境が 4 割以上となっています。

※H27 環境に係る親子アンケート結果

自家用車は、回答された市民の 9 割近くが所有しています。

そのうち約 6 割が 1 台の所有ですが、3~4 割が 2 以上所有しています。

自家用車が生活やライフスタイルの移動手段として定着しています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の「マイカー利用時でのエコドライブの取り組み」は、“震災時の取り組みを継続している”が 2~3 割、“一層取り組んでいる”が 1 割強と約 4 割の市民が継続して取り組んでいます。

また、“震災前後で変わらない”取り組みをしているも 4 割となっています。

「近在や買い物にはマイカー利用を控えるようにする」は、3 人に 1 人が“いつも行っている”としています。反面、“今後も行うつもりはない”も 2 割以上となっています。

自然エネルギー利用設備は、回答された市民のうち太陽光発電は 6%、太陽熱給湯機・温水器は約 5%の家庭で導入しています。

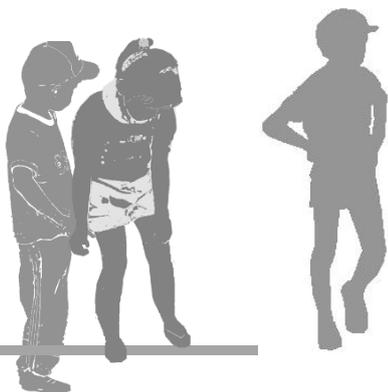
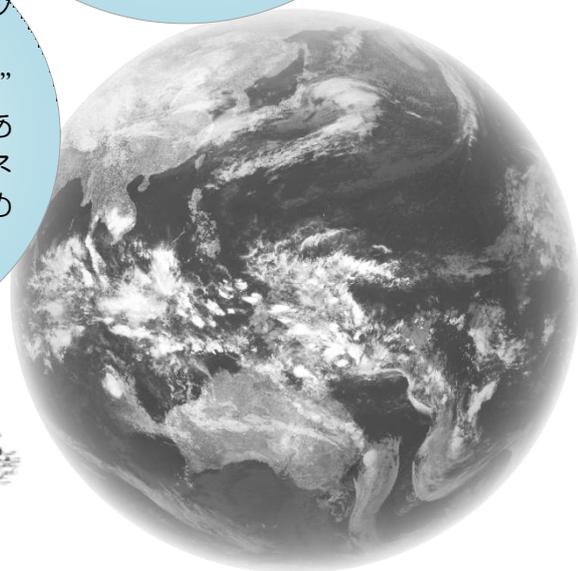
“将来も導入しない”が 4 割前後と多く、導入経費や高齢世帯の増加などが考えられます。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の省エネへの取り組みとしては、「家庭での節電など省エネの取組」は、“震災時の取り組みを継続している”が 4 割以上、“一層取り組んでいる”が 2 割近くと、合わせて 6 割の市民が継続して取り組んでいます。

住まいの断熱化・気密化は、回答された市民のうち 2~3 割の家庭で導入されています。また、将来的には導入したいも 4 人に 1 人の割合となっています。

高効率給湯器は 2 割近くの家庭で導入されており、2 割以上の家庭で導入したいと考えています。

ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) については“分からない”との回答が 5 割近くあり、今後、家庭でのエネルギー管理の理解を深めていく必要があります。



日常生活や環境保全行動など

エネルギーを大切にす行動

電気などのエネルギーを大切に使うための取り組みとして、「見ていないテレビや使っていない照明は消す」は8割以上の市民が実施しています。「夜中の炊飯ジャーや電気ポットの保温を控える」、「カーテンなど省エネに役立つ工夫をする」なども6割となっています。

前回調査と比べ、各項目とも概ね10ポイント程度「いつも行っている」との割合が高くなっており、節電等省エネ行動が普及していることが考えられます。

回答のあった市民の2割以上が、電気やガソリンの消費状況を環境家計簿などでいつもチェックしています。今後行いたいと考えている市民も同じ割合となっています。

反面、3割近くが今後も行うつもりはないとしています。

ごみのポイ捨て防止や家のまわりの美化・清掃など環境美化への関心や行動意識は高く8割前後の市民がいつも行っています。

前回調査と比べ、家のまわりの美化・清掃への取り組みは20ポイント以上高くなっています。

ごみの減量・資源化に向けた行動

ごみの減量・資源化に向けて、「リサイクル可能なものはきちんと資源回収に出す」は8割以上、「生ごみは水分を絞ってから出す」、「買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断る」、「ものを大切に使用し、修理して長く使う」も6割以上の市民がいつも行っています。

不用品の再利用や生ごみの堆肥化の取り組みは、フリーマーケットや住宅事情などもあり、全体的に低くなっています。

前回調査と比べて各項目とも概ね15ポイント程度高くなっており、減量や資源化の意識は高くなっています。

ほとんどの市民が、ごみカレンダーに決められたとおりに分別やゴミ出しをいつも行っているとしています。

一層の減量化に向け、ごみの発生を減らしていく取り組みが課題となっています。

地球温暖化対策に向けた取り組み

地球温暖化対策に向け優先すべき取り組みとして

① 徒歩や自転車を利用しやすい環境の整備

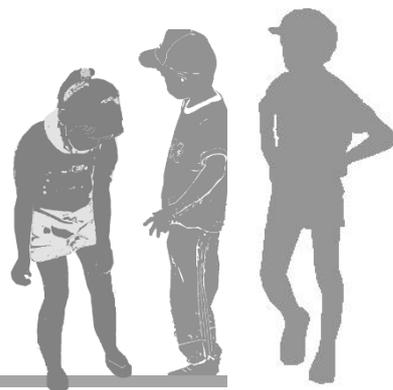
を半数以上の市民が優先すべきとしています。次いで、

② 節電など質素なライフスタイルの普及

③ バスなどの公共交通の充実

④ 家庭での省エネ対策の普及が3割以上となっています。

②と③を合わせた約7割近くが家庭での取り組みを優先すべきとしています。



第3章 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み

1 北本市ってどんなまち

【地理・交通】交通の利便性が高い首都近郊の住宅都市

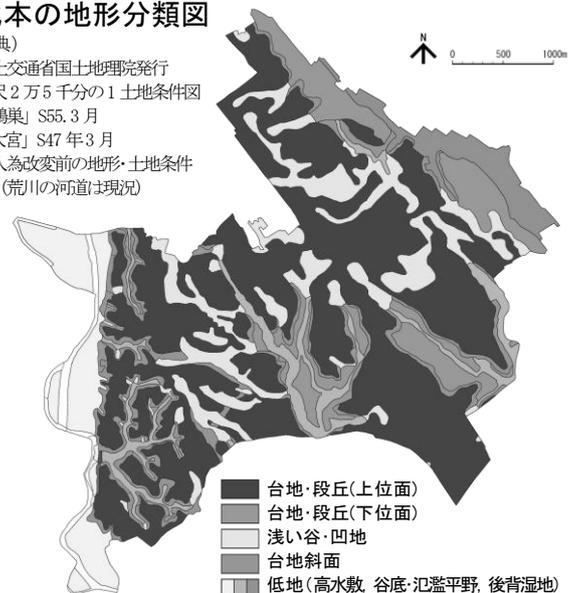
- 東西 5.8 km、南北 5.3 km、面積 19.82 km²の市域で、市の中心部（北本駅や市役所）から 4~5 kmの範囲内にあり、歩いて概ね 1 時間以内で行けるまとまりある市域
- 埼玉県の平野部のほぼ中央部、東京都心から約 45 km圏に位置
- 都心まで約 1 時間の通勤圏に当たり、住宅都市として発展
- 主要交通は JR 高崎線、国道 17 号線及び中山道が市中央部を南北に縦断
- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市の南側を東西に横断（平成 27 年 10 月開通）し、国道 17 号線を挟む東西に桶川加納 I C 及び桶川北本 I C が開設され、東名自動車道や関越自動車道、東北自動車道に直結。
- 桶川北本 I C に接続し、県中央地域の道路ネットワーク形成と国道 17 号線の交通緩和や沿道環境改善に向けた国道 17 号・上尾道路（さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田、市の西部を縦貫）が計画決定され整備が進められています。

【地形・地盤】地盤の安定した台地と荒川などの河川、歴史文化がつくる多彩な景観のまち

- 市域は、荒川と古荒川に挟まれた大宮台地に位置し、中央部を縦貫する JR 高崎線や国道 17 号、中山道を軸として両側に市街化区域、その外側に雑木林や農地からなる里地里山環境が引き継がれてきている緑豊かな地域。
- 市街地が広がる大宮台地面は平坦で、河川氾濫や土砂災害、地震などに安定した地盤。
- 市域の西側は荒川により形成された低地、東側は赤堀川等により形成された低地が分布。
- 東部では大宮台地が次第に低くなり、深井・宮内・古市場付近で沖積低地に埋没し、台地と低地の境が分かりにくくなっています。
- 一方、西部の高尾・荒井・石戸宿の西側は荒川低地と大宮台地との境界部にあたり、標高差 10~15m 程度の比較的急な斜面地（台地縁辺の斜面）となっています。小さな谷津や谷が発達した変化に富んだ地形からなり、湧水や湿地をはじめ、多様な動植物が生育・生息する貴重な自然環境の場となっています。

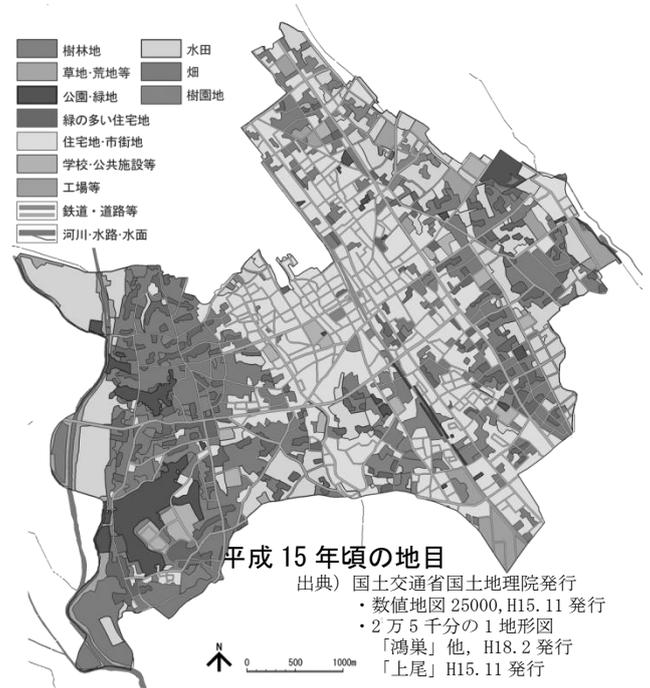
北本の地形分類図

出典)
国土交通省国土地理院発行
縮尺 2 万 5 千分の 1 土地条件図
「鴻巣」 S55.3 月
「大宮」 S47 年 3 月
※人為改変前の地形・土地条件
(荒川の河道は現況)



【緑・自然】首都近郊で豊かな雑木林のあるまち

- 北本市は身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。
- 市の西部、高尾・荒井・石戸宿には変化に富んだ地形と一体となってまとまった雑木林が残っています。
- 石戸緑地保全地区や高尾宮岡みるさとの緑の景勝地、緑地保護地区として保護・保全されているほか、野外活動センターや自然観察公園、埼玉県自然学習センター、公園などとして、自然とのふれあいの場として、保全と活用されています。
- JR 高崎線の沿線の北本中央緑地の雑木林などは、市の玄関口として「雑木林のあるまち」のシンボルともなっており、市民団体により管理され、散策路や雑木林とのふれあいなど市民の憩いの場ともなっています。
- 市の東部をはじめ市内各地に、屋敷林や社寺林をはじめ、小規模な雑木林などの緑が多く点在し、公園や緑地などとしても活用されています。
- これらの雑木林をはじめ、市の東部と西部には、水田や畑、果樹園などのまとまった農地が残されてきており、多様な生物の生息環境の場や安らぎのある自然景観を形成しています。

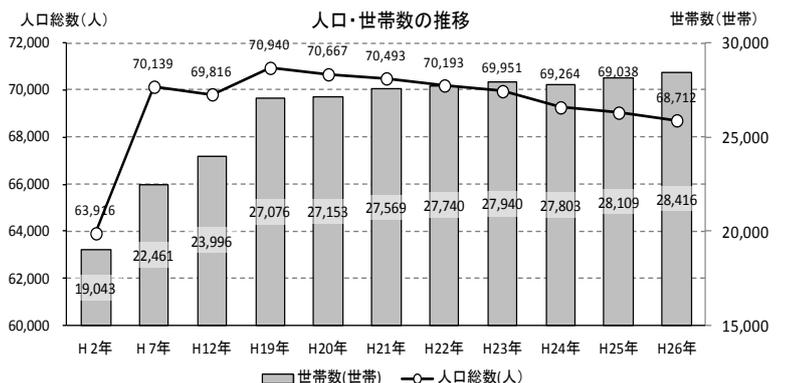


【土地利用・産業等】自然的利用と都市的利用など土地利用のバランスがとれたまち

- 中山道の宿場町を元に、住宅都市として JR 北本駅を中心に発展
- 宅地（約 41%）、農地・山林（約 33%）、雑種地・その他（26%）と偏りの少ない土地利用
- 製造業等の工業地区は南部の下石戸上地区や東部の朝日・中丸地区などに分散しています。
- 農産物ではかつてのトマト栽培の伝統を踏まえ「北本トマト」のブランド化を進めています。

【人口推移】少子高齢社会のなかで、市民協働によるまちづくりをめざすまち

- 平成 27 年 9 月 1 日現在、人口 68,245 人、世帯数 28,581 世帯、世帯当たり人員 2.4 人
- 人口は、平成 7 年以降現在まで 7 万人前後の横ばい状況で推移していますが、平成 16 年の 70,719 人をピークに減少傾向となっています。
- 直近の人口移動状況を反映した将来推計では、平成 37 年度末の人口は約 61,300 人と想定されており、今後、高齢者の増加、生産年齢人口や年少人口の減少が想定されています。



2 北本市が進めてきた取り組み

北本市では、昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を市の将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中に創り上げることを目指してきました。

かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていた本市ですが、都市化の拡大に伴い、農地や雑木林、谷津など多くの自然環境や豊かな自然の中で形成された歴史的な景観が減少し、都市・生活型公害や廃棄物などの環境問題となってきました。

こうした中、オゾン層の破壊や熱帯林の減少、地球温暖化などの地球環境問題が顕在化するなど、従来の公害対策だけではこうした問題に対応していくことが困難になってきました。

北本市の主な取り組みと国・県の主な環境政策

和暦	西暦)		
昭和18年	1943	☆石戸村と中丸村が合併、北本宿村となる	
昭和34年	1959	☆町制施行により北本町となる（人口 15,300 人、2,849 世帯）	
昭和46年	1971	☆埼玉県で 33 番目の市として北本市が誕生（人口 33,561 人、8,667 世帯）	
		北本市の主な環境関連出来事・計画等	国・県等の主な環境関係法令・計画など
平成 4 年	1992	廃棄物減量等推進審議会条例 ☆北本自然観察公園（開園）	★ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ地球サミット開催、気候変動枠組条約・生物多様性条約の署名開始
平成 5 年	1993	まちづくり条例（H6.4 施行）	環境基本法制定、絶滅のおそれのある野生生物種の保存法施行
平成 6 年	1994	☆北本中央緑地を都市緑地として保全	●環境基本計画（第一次）
平成 7 年	1995		容器包装リサイクル法公布・施行、家電リサイクル法制定 ○埼玉県環境基本条例施行、○埼玉県環境影響評価条例施行
平成 8 年	1996		●埼玉県環境基本計画（第 1 次） ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 4 次）
平成 9 年	1997	環境審議会条例	★第 3 回気候変動枠組条約締結国会議（COP3）京都開催
平成10年	1998	環境基本条例	
平成11年	1999	☆シンボルマーク誕生 都市マスタープラン	ダイオキシン類対策特措法（H13 年施行） 化管法改正（PRTR 制度の導入） ●彩の国豊かな自然環境づくり計画
平成12年	2000	環境基本計画（第一次）	循環型社会形成推進基本法公布・施行、家電リサイクル法施行 ○埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行
平成13年	2001	☆ISO14001 認証取得	○埼玉県ごみの散乱防止に関する条例施行 ○埼玉県生活環境保全条例（公害防止条例全部改正、H14.4 施行） ●埼玉県環境基本計画（第 2 次） ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 5 次）
平成14年	2002		資源有効利用促進法施行、建設リサイクル法全面施行、エネルギー政策基本法施行
平成15年	2003	地球温暖化対策実行計画（第一次）	自然再生法施行、土壌汚染対策法施行、改正農薬取締法施行、食品リサイクル法施行 ●循環型社会形成基本計画 ○埼玉県土砂の排出・たい積等の規制に関する条例施行
平成16年	2004	☆ふるさとのみどりのトラスト基金設置	環境保全活動・環境教育推進法施行
平成17年	2005	土砂等のたい積の規制に関する条例 次世代育成支援行動計画（前期計画）	京都議定書発効 ●京都議定書目標達成計画 外来生物法施行、景観法施行、自動車リサイクル法全面施行、食育基本法施行 ○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（一部改正）施行
平成18年	2006	第四次総合振興計画基本構想（H18～H27）	●第三次環境基本計画 バイオマス・ニッポン総合戦略策定 有機農業推進法施行、改正省エネ法施行 ●埼玉県広域緑地計画、●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 6 次）
平成19年	2007	第 6 期分別収集計画（H21～H25） 市民と行政との協働推進計画	改正フロン回収破壊法施行、観光立国推進基本法施行 ●第 3 次生物多様性国家戦略 ●埼玉県環境基本計画（第 3 次）

国では、新たな環境問題に対応していくために、環境基本法の制定と環境基本計画を策定し、総合的・計画的に環境の保全と創造を図っていくことにしました。

こうした情勢を受けて、市では、平成10年6月に「北本市環境基本条例」を制定し、“緑豊かな自然と共生する 安全で健康な文化都市・北本”を環境像とした北本市環境基本計画（第一次）を平成12年3月に策定し、「自然と人間の共生する環境」と「環境負荷の少ない地域社会」の実現、「地球環境を守る地域からの取り組みの推進」を進めてきました。また、平成20年3月には、この計画の改訂を行い、引き続き、市・市民・事業者・民間団体と協働による取り組みを進めてきています。

☆：北本市の主な出来事、★：環境問題に係る主な国際会議、●：国の関連計画、○：県の条例、●：県の計画を示す。

和暦	西暦	北本市の主な環境関連出来事・計画等	国・県等の主な環境関係法令・計画など
平成20年	2008	環境基本計画改訂 ☆緑のトラスト保全地(高尾宮岡の景観地)整備	生物多様性基本法施行、エコツアー推進法施行 改正廃棄物処理法施行 ●第2次循環型社会形成推進基本計画 ●京都議定書目標達成計画改定、低炭素社会づくり行動計画 ●生物多様性保全県戦略(埼玉県)
平成21年	2009	自治基本条例制定(H224施行) 第四次総合振興計画中期基本計画(H21~H24) 都市マスタープラン 一般廃棄物処理基本計画	微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準告示 改正地球温暖化対策推進法施行、食育基本法改正 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例施行 ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)
平成22年	2010	次世代育成支援行動計画(後期計画)	●生物多様性国家戦略2010、里地里山保全活動行動計画 ★生物多様性条約定締結国会議(COP10)名古屋開催
平成23年	2011	3月11日東日本大震災、福島第一原子力発電所事故	
			東日本大震災復興基本法施行 東日本廃棄物処理特措法・放射性物質処理特措法施行 生物多様性地域連携促進法施行 ●埼玉県廃棄物処理基本計画(第7次) ○埼玉県地球温暖化対策推進条例改正・施行
平成24年	2012	☆セーフコミュニティ推進協議会設置 第四次総合振興計画後期基本計画(H24~H27)	環境教育等促進法(改正環境保全活動・環境教育推進法)施行 エコまち法(都市の低炭素の促進に関する法律)施行 ●第四次環境基本計画、●生物多様性国家戦略2012-2020 ●埼玉県環境基本計画策定(第4次)●埼玉県広域緑地計画改訂 京都議定書第一約束期間終了
平成25年	2013	市民参画推進条例、協働推進条例 市民公益活動推進計画 第7期分別収集計画(H26~H30)	小型家電リサイクル法施行、地球温暖化対策推進法改正 ★温室効果ガス25%削減目標撤回
平成26年	2014	地域防災計画一部修正 第3次地球温暖化対策実行計画(H26~H30) 生涯学習推進計画(H26~H35) ☆市役所新庁舎オープン、子どもプラザ開設	
平成27年	2015	第五次総合振興計画(策定中) 第二次環境基本計画(策定中) 緑の基本計画(策定中) ☆圏央道開通(海老名IC~白岡菖蒲IC)	★COP21に向け、203年温室効果ガス排出量2013年比26.3%削減を目標に設定 ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)改訂
平成28年	2016		

(第一次北本市環境基本計画の成果と課題)

第一次北本市環境基本計画が進めてきた取り組みの成果と課題の概要は、次のようになります。なお、計画で進めてきた取り組み状況の詳細については、環境基本計画年次報告書を参照してください。

長期的な目標 1 自然と人間の共生する環境
<ul style="list-style-type: none">○ 市街地に残る雑木林をはじめ、西部地域の荒川や荒川沿いの谷津のある里山、西部や東部地域に広がる農地や社寺林・屋敷林は、本市を代表する自然環境で、多様な生物が生息し、北本自然観察公園が整備されるなど、市民の自然とのふれあいの場となっています。○ また、JR 高崎線沿いの北本中央緑地の雑木林をはじめ、高尾宮岡ふるさとの景観地（埼玉県緑のトラスト保全 8 号地）などの自然は、市民参加型で整備や管理、自然とのふれあい活動などが進められてきています。○ 雑木林などの緑地の多くは民有地にあり、宅地開発や市街地整備などに伴い、農地や雑木林は減少しています。また、上尾道路の整備や圏央道インターチェンジ周辺などの開発、相続税との関係で減少する可能性も高いです。○ 今後も、今残されている雑木林などの自然を守り育み、住宅地や市街地の緑化などにより、緑のネットワーク形成を進め、生物多様性の保全と緑豊かで魅力あるまちづくりを進めていくことが課題となっています。
長期的な目標 2 環境への負荷の少ない地域社会の実現
<ul style="list-style-type: none">○ 生活環境はおおむね良好に保たれてきています。市民の健康に対する意識も高くなっています。今後、光化学スモッグやPM2.5、原発事故に伴う放射線量、水質汚濁などの広域的な環境汚染への監視をはじめ、騒音や悪臭、土壌・地下水汚染、有害化学物質への注意など、安全・安心に係る情報の整備と提供が必要です。○ ごみ処理（中間・最終）を市外に頼っているため、市民・事業者との協働によりごみ減量・資源化を強く進めてきましたが、今後も一層の3Rの推進によるごみの減量・資源化が求められています。また、鴻巣市・行田市との広域処理への移行が進められています。○ 省資源・省エネルギーについては、市民・事業者とも日常生活や事業活動での取り組みが向上してきています。また、公共施設への自然エネルギーや省エネルギー施設の導入、住宅への設置補助が進められてきています。
長期的な目標 3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進
<ul style="list-style-type: none">○ 地球温暖化対策に向けては、省資源・省エネルギーの普及啓発を進めています。しかし、市内からの温室効果ガスの排出は、産業部門の排出量は減少しましたが、人口や世帯数の増加により家庭からの排出量や自動車利用に伴う排出量は増加し、市内からの排出量の 6 割以上を占めています。今後、これらの部門からの削減が課題となっています。○ 環境教育・環境学習については、埼玉県自然学習センターをはじめ、北本中央緑地や高尾宮岡ふるさとの景観地などで民間団体との協力で進められていますが、市民の自主的な環境学習の推進や環境づくりに係るリーダー育成は今後の課題となっています。○ 市民との協働による環境づくりは、ごみ減量等推進市民会議や民間団体の協力により進めてきています。一層の推進に向けては、幅広い民間団体や市民・事業者によるネットワークづくりが必要となっています。また、市では市民協働推進条例などを策定し、協働によるまちづくりを進めていくことにしました。

基本編 北本市環境基本計画

第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

- 1 環境基本計画の役割
- 2 協働の環境づくりに向けて
- 3 計画の推進・進行管理に向けて
- 4 計画の構成

第2章 計画がめざしていく環境の姿

- 1 『望ましい環境像』の実現に向けて
- 2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み

第3章 計画で進めていくこと

- 1 望ましい環境像に向けた取り組み(取り組みの体系)
- 2 重点的取り組み(協働プロジェクト)の展開

協働プロジェクトⅠ

協働プロジェクトⅡ

協働プロジェクトⅢ

協働プロジェクトⅣ

第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

1 環境基本計画の役割

【計画の役割と位置づけ】

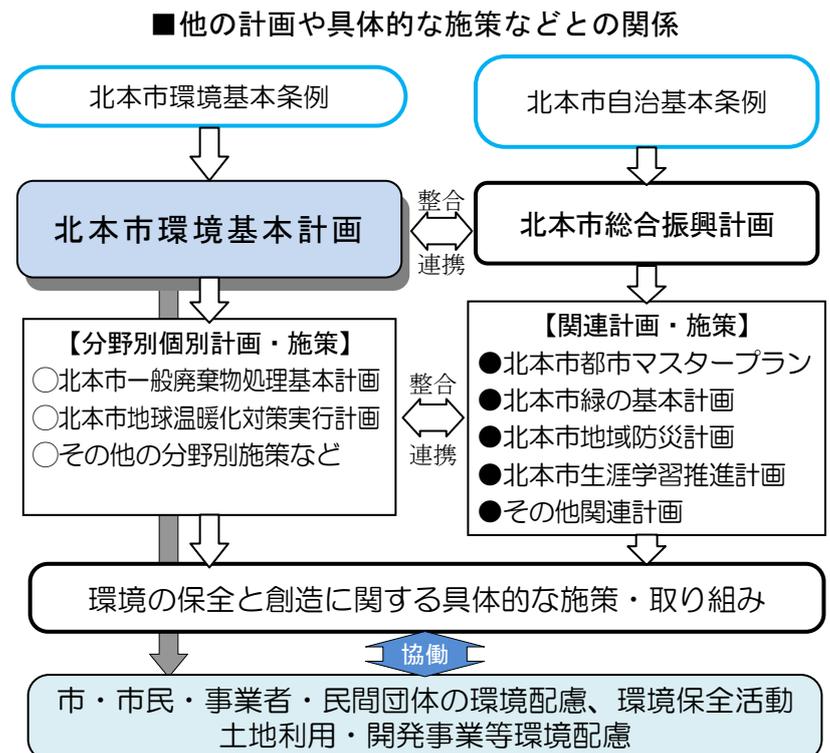
環境基本計画は、北本市環境基本条例第11条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

環境基本計画は、本市の環境行政の基本となるもので、北本市総合振興計画の推進を環境面から支え、一体となって、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めていきます。そのため、次のような役割を果たしていくものとします。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 環境の保全と創造に関する施策とその総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにし、環境分野に係る個別計画及び北本市都市マスタープランなどの諸計画と連携し、効果的に進めていきます。
- (3) 北本市環境基本条例で定められた、市・市民・事業者・民間団体それぞれの責務に基づき、環境負荷の低減に向けたそれぞれの取り組み及び協働による環境の保全と創造に関する取り組みを明らかにし、推進します。
- (4) 環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど環境基本計画の進行管理の体系を示します。

環境基本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。一方、北本市のまちづくりを進めるために、北本市総合振興計画を中心に、北本市都市マスタープラン・北本市緑の基本計画をはじめとする基本構想や基本計画があります。これらの計画の見直しや策定をはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施にあたっては、環境基本計画との整合を図ります。

また、市が実施する市街地整備や施設整備に際しては、計画立案などの早い段階から、本計画が掲げられる環境の保全と創造に関する目標の実現に向けた環境配慮の実施と対策を図っていきます。開発等事業者には、本計画に基づく自主的な環境配慮と対策の実施をお願いしていきます。

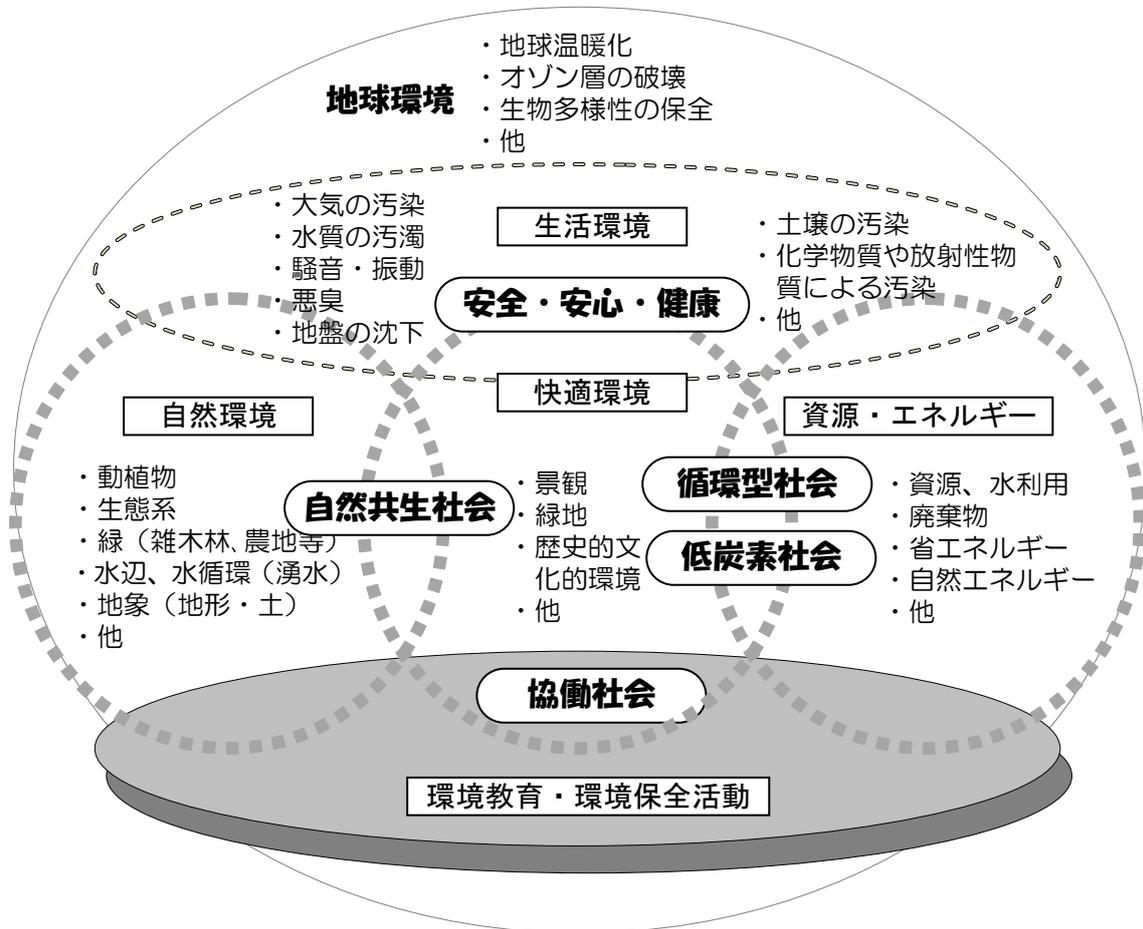


【計画の期間】

環境基本計画の計画期間は、平成 28 年（2016）度から平成 37 年（2025）度までの 10 年間とします。なお、社会情勢や環境が大きく変化した際には必要に応じて見直していくものとします。

【対象とする範囲】

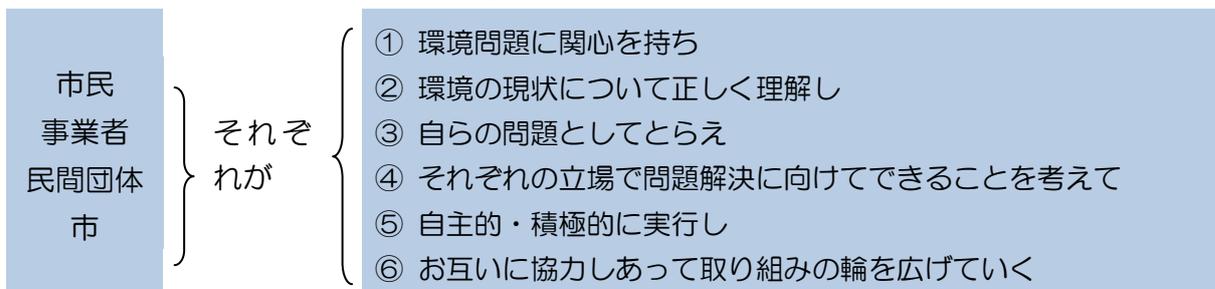
環境基本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりです。



2 協働の環境づくりに向けて ～市・市民・事業者・民間団体の責務と役割～

都市・生活型公害や廃棄物、地球温暖化など、近年の環境問題はその多くが私たちの日常生活や事業活動に原因があるため、解決への取り組みは複雑化しており、環境問題は市や県などの取り組みだけでは対応できません。

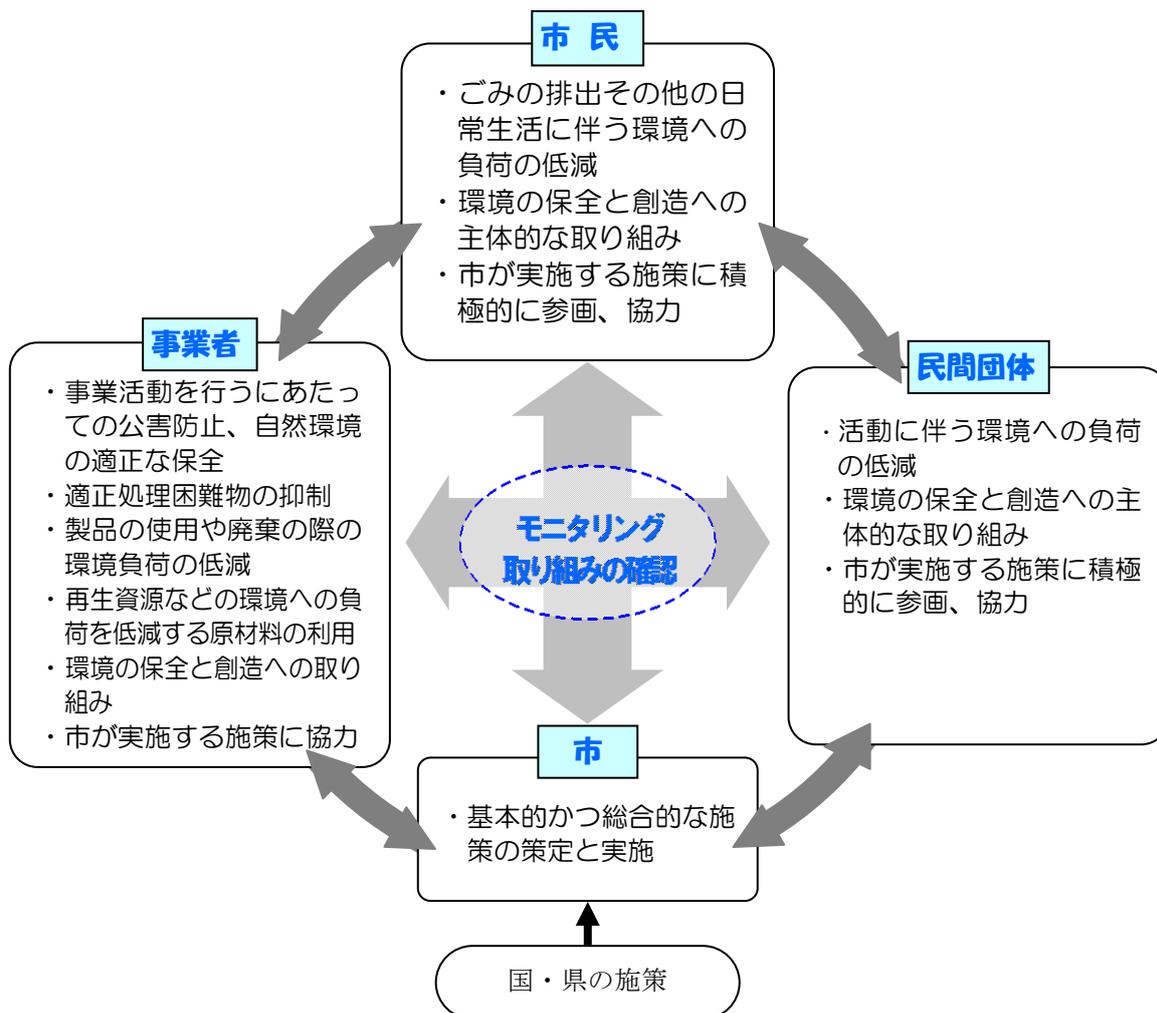
市が率先して環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取り組みを行うことはもちろん、



ことによって、環境意識の高いまちを目指し、実践していかなければなりません。

北本市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての市・市民・事業者・民間団体の責務を下図のように定めています。

■市・市民・事業者・民間団体の責務



本市における環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた取り組みなど、協働による環境づくりに向けて、市・市民・事業者・民間団体は、北本市環境基本条例が定める責務を踏まえ、それぞれの立場から次の役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市の役割

① 公共事業実施における環境保全への取り組み

市が実施する公共事業は、自然環境の改変や廃棄物の排出、資源の消費などを伴う場合があります。環境へ少なからず影響を及ぼします。事業の実施にあたっては、環境への配慮を優先的に進めるとともに、事業の立案、計画段階から土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた配慮と環境影響を評価し、環境の保全と創造、環境負荷低減のための対策を行います。

② 市の率先行動の推進

市は、環境マネジメントシステムに基づいて、市の施設や事業における電気・ガス・水道などの資源・エネルギーの利用実態を把握し、環境負荷の低減に向けた方針と目標、対策を定め、公表し、その達成に向けた取り組みを率先して実行していきます。また、市職員のモラルアップを図っていきます。

③ 環境情報の提供と情報交換

市は、環境の現状を調査し、市民・事業者・民間団体が環境問題を正しく理解し、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みを自主的に行えるよう必要な情報を公開・提供します。また、市は、市民・事業者・民間団体からの情報や意見を収集・整理し、市が行う環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに役立てます。

④ 市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動

市は、市民・事業者・民間団体が環境問題に関心を持ち、自らの問題であるとしてとらえることができるよう環境教育・環境学習を進め、自然観察会や緑化活動、環境美化活動などによる環境意識の普及・啓発を進めていきます。また、環境問題解決に向けて行動するための具体的な環境配慮情報（行動指針）の提供を進め、それぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みができるよう支援を進めます。

⑤ 参加と合意形成の場づくり

市は、市民や民間団体が、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに自主的に参加・交流できる機会づくりを進め、市・市民・事業者・民間団体が公平な役割分担の下、協力しあうために、お互いに話し合う場を設けます。

⑥ 事業者の環境配慮の促進

市は、事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減などに配慮した事業活動に向け、関連する法律・条例の周知など情報提供や環境配慮の取り組みを支援します。

また、土地利用及び開発等に際しては、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮と対策を促進します。

(2) 市民の役割

① 日常生活における環境への配慮

日常生活が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには日常生活の上でどのような点に気を付ければよいか考え、身近なところから自主的・積極的に取り組みます。

② 環境意識の向上

市や民間団体などが公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取り組み状況についての知識や理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のためにできるところから実践します。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

市や民間団体などが開催する自然観察会などの環境教育・環境学習に積極的に参加します。

④ 民間団体が行う環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行うボランティア活動などに積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動や環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する普及・啓発活動などに積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

① 事業活動における環境への配慮

事業活動が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、事業活動の上でどのような点に気を付ければよいか考え、自主的・積極的に実行します。あわせて、企業の社会的貢献の一環として、地域や民間団体が行う環境保全活動や普及啓発活動へ積極的に参加します。

また、環境マネジメントシステムなどの導入と推進・実行を図り、環境の保全と創造、環境負荷の低減に努めます。土地利用及び開発等に際しては、関連法令の周知に努めるとともに、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮を進め、建設や施設利用・操業時での環境負荷の低減に努めるとともに、地域の自然に配慮した緑化対策など自然環境の保全・再生・創出に努めます。

② 環境意識の向上

市や民間団体が公開・提供する情報を活用し、環境問題や環境の現状、取り組み状況などについて理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための行動に生かします。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

環境保全研修などの環境教育や環境学習に積極的に参加します。また、従業員の環境意識の教育や環境学習を進め、環境意識の向上に努めます。

④ 民間団体が行う環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行う活動に積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動・環境美化活動など、市や民間団体が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する活動などに積極的に参加・協力します。

(4) 民間団体の役割

① 環境情報の提供と情報交換

民間団体は、本市の環境に関する調査結果や情報、団体の取り組み・活動状況、環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた知見など、市に対して情報提供や提言を行います。

② 環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための活動の推進

雑木林の維持管理やごみの減量・リサイクル活動をはじめ、緑化活動・環境美化活動、ナショナルトラスト活動など、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための活動を進めます。

③ 市・市民・事業者に対する普及・啓発活動

市・市民・事業者・民間団体に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みや催しなどの普及・啓発活動を行います。また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための取り組みができるよう、積極的に市に提言を行います。

④ 市民参加の場づくり

市民が環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに自主的に参加できる機会を企画・開催するほか、市が開催する催しなどに参加・協力します。

3 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進に向けて

環境基本計画の推進及び進行管理にあたっては、北本市環境基本条例が定める環境の保全及び創造に関する施策を進めていくための事項に基づいて、次のような推進方策を講じます。

① 財政措置・助成措置

環境基本計画に掲げる施策を進めていくため、市は必要な財政措置を図るものとします。また、市民・事業者・民間団体による環境に配慮した措置に対しては、必要で適正な助成措置を行うための制度の導入を検討していきます。

② 環境調整会議

環境基本計画に掲げる施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として副市長及び部長職で構成する北本市環境調整会議を組織し、環境施策について次の事項の総合調整を行います。

- ・環境基本計画の策定及び変更
- ・環境の保全及び創造に関する施策

③ 環境審議会

環境基本計画の適切な進行管理に向けて、環境の状況と環境の保全・創造に関して講じた施策に関する報告書（以下、「年次報告書」という。）を作成し、毎年これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴きます。

④ 国・県との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、国・県と連携・協議して施策の推進を図っていきます。

⑤ 他の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題など、広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、埼玉県央都市づくり協議会などを通じて、近隣の地方公共団体と協力して取り組みを進めていきます。

⑥ 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

環境基本計画の推進のためには、市だけの取り組みだけでなく、市民・事業者・民間団体との協働が必要です。

そのため、市民・事業者・民間団体との情報交換や相互協力を推進する仕組みづくりを進めていきます。また、環境保全活動を支える人づくりに向けて、環境教育・環境学習の振興や広報活動の充実、環境の保全及び創造に関する必要な情報の提供等を図っていきます。

⑦ 協働による重点施策の展開

雑木林の保全・整備・管理、地球温暖化対策などの重点施策の推進と実現にあたっては、市の取り組みだけでは、財政的・人材的にも困難です。このため、重点施策の検討・立案・実施にあたっては、市民・事業者・民間団体・市職員等が環境パートナーシップのもと、相互に協力し合い、幅広い人々との連携と協力を得ながら進めていくことが必要です。

こうした連携と協働による環境保全の取り組みを進めていくため、市民・事業者・民間団体からなる「北本環境ネットワーク」づくりを進めます。

⑧ 市職員を対象とした環境研修の実施

市職員は、市民等との協働による取り組みを効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、市職員を対象とした環境研修を定期的に行い、職員の環境保全意識の高揚と協働の取り組みを進めていきます。

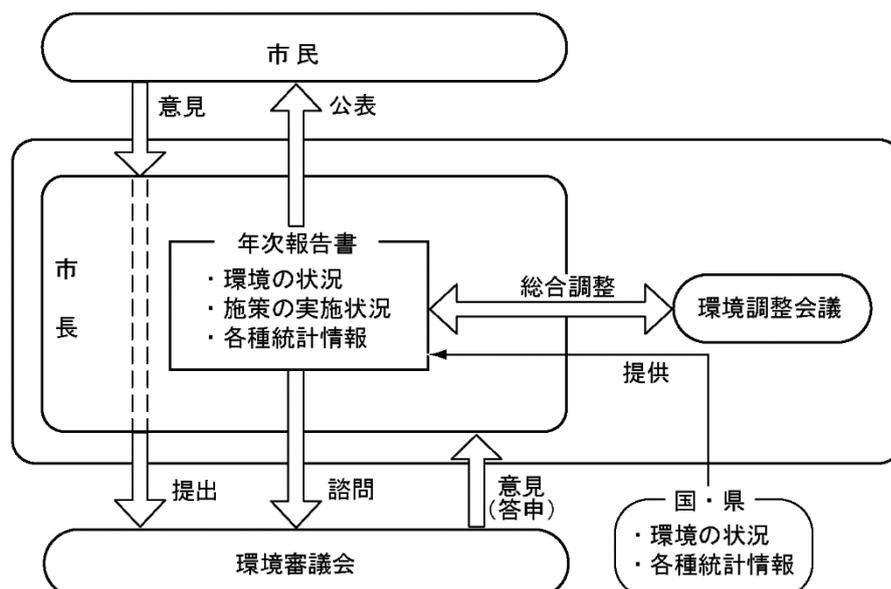
⑨ 土地利用・開発事業等における環境配慮の促進と環境配慮情報の充実・提供

土地利用に係る開発や整備等の事業の立案・計画段階からの自主的な環境配慮と事前調整のためのしくみや制度・体制づくりに努め、より適切で効果的な環境利用を進めていきます。

(2) 進行管理の方法

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の達成や施策の実施状況など計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて事業等を見直していくなど、進行管理が大切です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います（下図参照）。本計画に示された目標などについての環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。



4 計画の構成

本計画書は、望ましい環境像及び3つの長期的な目標の実現に向けて、本計画において重点的に取り組んでいく必要がある取り組みを「協働プロジェクト」として位置づけ、取り組みや各主体の行動の方向などを示し、市・市民・事業者・民間団体が協働して、重点的に取り組んでいくことにしています。

市の事務事業や市が基本的に取り組んでいく必要がある施策については、基本施策として位置づけ、その具体的な内容や事業を本計画の『推進編・情報編』として、別途整理し、情報の共有化を図っていきます。また、市民・事業者・民間団体の具体的な取り組み（環境配慮指針）についても、主体ごとに整理した指針も、同じように本計画の『推進編・情報編』に整理し、情報の提供を進めていきます。

このため、本計画の構成は、次のようになっています。

■第二次北本市環境基本計画の構成

第二次 北本市 環境基本 計画 本編 計画への 理解と普及	序編 私たちが暮らす北本の環境は	
	第1章	環境基本計画がなぜ必要なの
	第2章	環境問題や環境づくりへの市民の考え ※環境意識調査結果による方向等
	第3章	北本市の環境の状況や環境保全の取り組み ※市の取組と第一次計画からの課題
	基本編 北本市環境基本計画	
	第1章	北本市環境基本計画が果たす役割
	1	環境基本計画の役割 ※計画の役割
	2	協働の環境づくりに向けて ※計画の基本的事項など
	3	計画の推進・進行管理に向けて
	4	計画の構成 ※本編と推進編・情報編の内容
	第2章	計画がめざしていく環境の姿
	1	『望ましい環境像』の実現に向けて ※本計画でめざしていくもの
	2	環境像実現に向けた目標と重点取り組み
	第3章	計画で進めていくこと
	1	環境づくりに向けた取り組み（取り組みの体系） ※計画が進める取り組みの全体像
	2	重点的取り組み（協働プロジェクト）の展開 ※プロジェクト別の内容と取り組みの方向
	協働プロジェクトⅠ～Ⅳ	
資料編		
1	環境基本条例	
2	計画策定の経過、諮問・答申	
3	用語の解説	



推進編 情報編 計画推進 情報	北本市の環境の現状と課題	
	1	環境意識調査結果 ※情報提供及び発信
	2	環境の現状等
	環境配慮・環境保全行動の推進	
	1	環境配慮指針 ※情報提供及び発信
	2	土地利用・開発事業等環境配慮指針
	市の取り組み・計画の進行管理	
	1	市が進める施策の展開（実施計画等） ※PDCAによる評価と見直しへの柔軟な対応、情報発信
2	年次報告書	

第2章 計画がめざしていく環境の姿

1 『望ましい環境像』の実現に向けて

本計画では、北本市総合振興計画の将来都市像を「緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」を環境面から実現していくため、次の環境像を市・市民・事業者・民間団体の共有の「本市の環境のあるべき姿」として掲げ、その実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

緑豊かな自然と共生する 持続可能なまち・北本

緑の恵みをつなぐ 環境にやさしい持続可能なまち・北本

私たちが暮らす北本には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。

緑豊かな身近な自然が、空気や水をきれいにし、湧水や湿地などの水辺環境や多様な動植物の生育・生息環境を育み、四季折々の変化に富んだ風景を私たちにもたらしめています。また、夏の気温上昇を抑制し、クールスポットや災害時でのオープンスペースなどとして、さまざまな役割を果たしています。また、こうした自然の恵みと身近にふれあえ、学び、楽しむことにより、私たちの暮らしに安らぎと潤いをもたらしています。

こうした身近な緑豊かな環境も、経済・産業構造や生活様式の変化により、利用されなく放置された雑木林や農地も多くなっているほか、市街地整備や開発、相続等により転換されるなど減少してきています。

一方、私たちの今日の便利で物質的に豊かな暮らしは、自然界の化石燃料などのエネルギーや資源を大量に生産・消費し、プラスチックなどの化学物質を大量に使用し、排気や排水、廃棄物などとして環境中に大量に排出する社会構造により成り立ってきました。その結果、大気汚染や水質汚濁などの生活型公害や廃棄物処理、有害な化学物質による健康への影響などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層破壊、生物多様性の減少など、人類の生存をおびやかす地球規模での環境問題となっています。

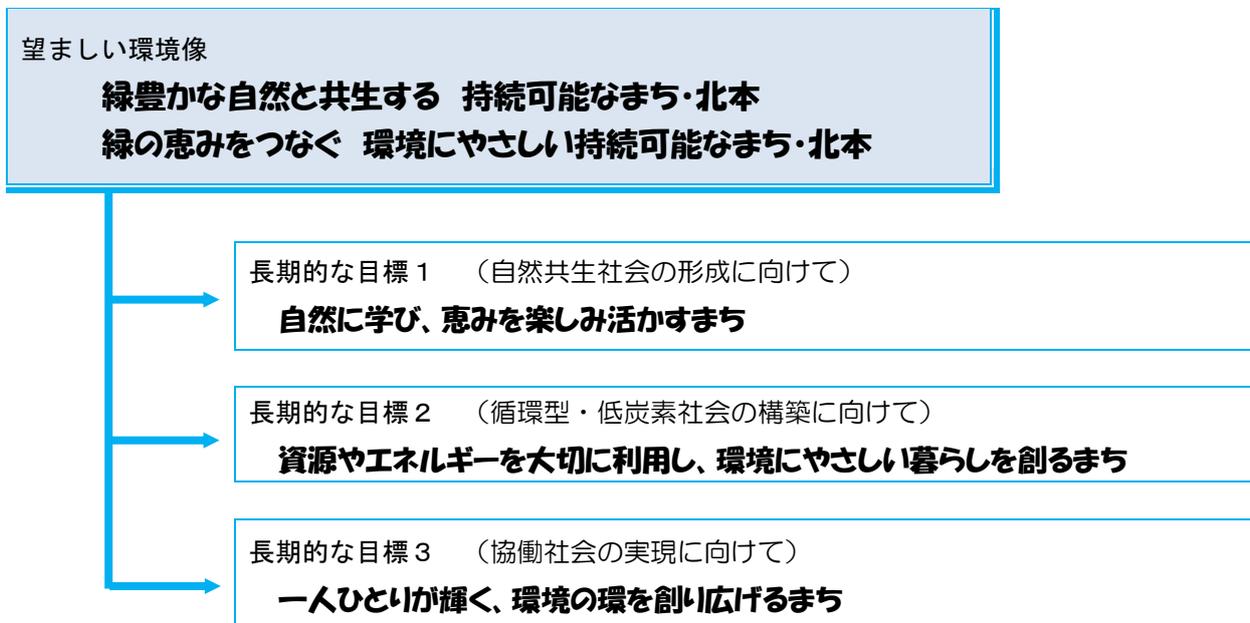
私たちは、こうした環境の実情を知り、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を行っていくとともに、大量生産・大量消費型の社会システムを改めて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくり、将来の世代へ継承していかなければなりません。

安心して健康的に暮らせる「ずっと暮らし続けたいまち・北本」とするため、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。

2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み

「望ましい環境像」の実現のために、次の3つの「長期的な目標」を設定します。

■望ましい環境像と長期的な目標



長期的な目標 1 (自然共生社会の形成に向けて)

自然に学び、恵みを楽しみ活かすまち

北本市は、かつては武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展などにより、農地・雑木林・谷津など多くの自然が失われつつあります。

私たちを取りまく環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産となっています。

現在に生きる私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

そのため、本計画では、この長期的な目標を実現していくための施策を定め、推進していきます。また、そのうち、本計画の期間において市・市民・事業者・民間団体の協働により重点的に進めていく取り組みを明らかにし、協働プロジェクトとして取り組んでいくものとします。

協働プロジェクト I

雑木林・緑

いきいきプロジェクト

- 多様な生きものとふれあえ、恵み豊かな雑木林などの自然に学び、暮らしの中で楽しめる取り組みを進めます。
- 市民と一緒に、雑木林や農地・水辺の自然の恵みを守り・育み、将来世代に継承していきます。
- 住宅や市街地、沿道の花や緑を育て、雑木林などの自然や緑をつなぎ、花や緑・自然を楽しんで散策できる快適なまちづくりを進めます。
- 北本の自然との共生に係る先人の知恵や文化に学び、自然と共生したまちづくりに活かしていきます。

長期的な目標2 (循環型・低炭素社会の構築に向けて)

資源やエネルギーを大切に利用し 環境にやさしい暮らしを創るまち

北本市のごみ排出量は、プラスチック製容器包装類の回収が始まった平成15年度以降は緩やかな減少傾向にあります。その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化窒素や二酸化炭素などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の大きな要因となっています。

さらに、福島第一原発事故により放出された放射性物質をはじめ、私たちの身の回りで大量に使用されている化学物質には、私たちの健康や将来世代への影響が心配されている有害物質を含むものや環境中に放出されることにより有害物質に変化するものがあります。また、地球温暖化など地球規模の気候変動は、自然災害の発生や熱中症などの健康被害、生態系や農作物への影響などのリスク(危機)が懸念され、適切な情報提供やリスク回避などの周知が必要です。

これらの環境問題は、経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動を支える大量生産・大量消費型の社会システムに起因しています。

こうした社会システムをより環境への負荷の少ないものへと改め、持続可能な社会を構築していくためには、私たちの生活様式(ライフスタイル)の見直しを図り、資源やエネルギーを大切に利用するなど環境にやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、本計画では、この長期的な目標を実現していくための施策を定め、推進していきます。また、そのうち、本計画の期間において市・市民・事業者・民間団体の協働により重点的に進めていく取り組みを明らかにし、協働プロジェクトとして取り組んでいくものとします。

<p>協働プロジェクトⅡ</p> <p>ごみ減量・3R</p> <p>もったいないプロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none">●資源が循環利用され、廃棄物の少ない循環型社会づくりを進めます。●リデュース・リユース・リサイクルの取り組みが進められ、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます●ごみの散乱や不法投棄がない、清潔で快適に暮らせるまちづくりを進めます。
<p>協働プロジェクトⅢ</p> <p>省エネ・創エネ</p> <p>エコライフプロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none">●CO₂(温室効果ガス)の排出の少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。(温室効果ガス排出の緩和)●節電など省エネについて学び、家庭で楽しく実践し、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。●太陽光・太陽熱など自然のエネルギーが楽しみ、再生可能エネルギーの利用が工夫されているまちづくりを進めます。●まちの中の緑が果たす気候調整などの役割を活かし、子供から大人まで自転車の利用や歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりを進めます。

一人ひとりが輝く、環境の環を創り広げるまち

私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大は、私たちが暮らしを支えてくれている自然環境や生活環境にさまざまな影響をもたらしているだけでなく、地球温暖化や生物多様性の減少、資源の枯渇など、人類の生存を脅かす地球規模の環境問題までにつながっています。

緑豊かな自然環境を守り・育て、自然の恵みを楽しみ・活かしていくことによって、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を構築し、将来世代に継承していくとともに、そのことにより、地球市民として地球環境の保全に貢献していくことが求められています。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、環境について“学び”、“考え”、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと“見直し”、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた“行動を進めていく”ことが必要です。

また、こうした取り組みを一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知る機会（環境学習機会）の充実を図っていくとともに、市・市民・事業者・民間団体など、各主体の相互理解と連携、協力が不可欠です。そして、こうした環境について“学び・考え”、環境を“守り・育み・創る”市民・事業者・民間団体の活動の輪（環）を広げていくことが重要になっています。

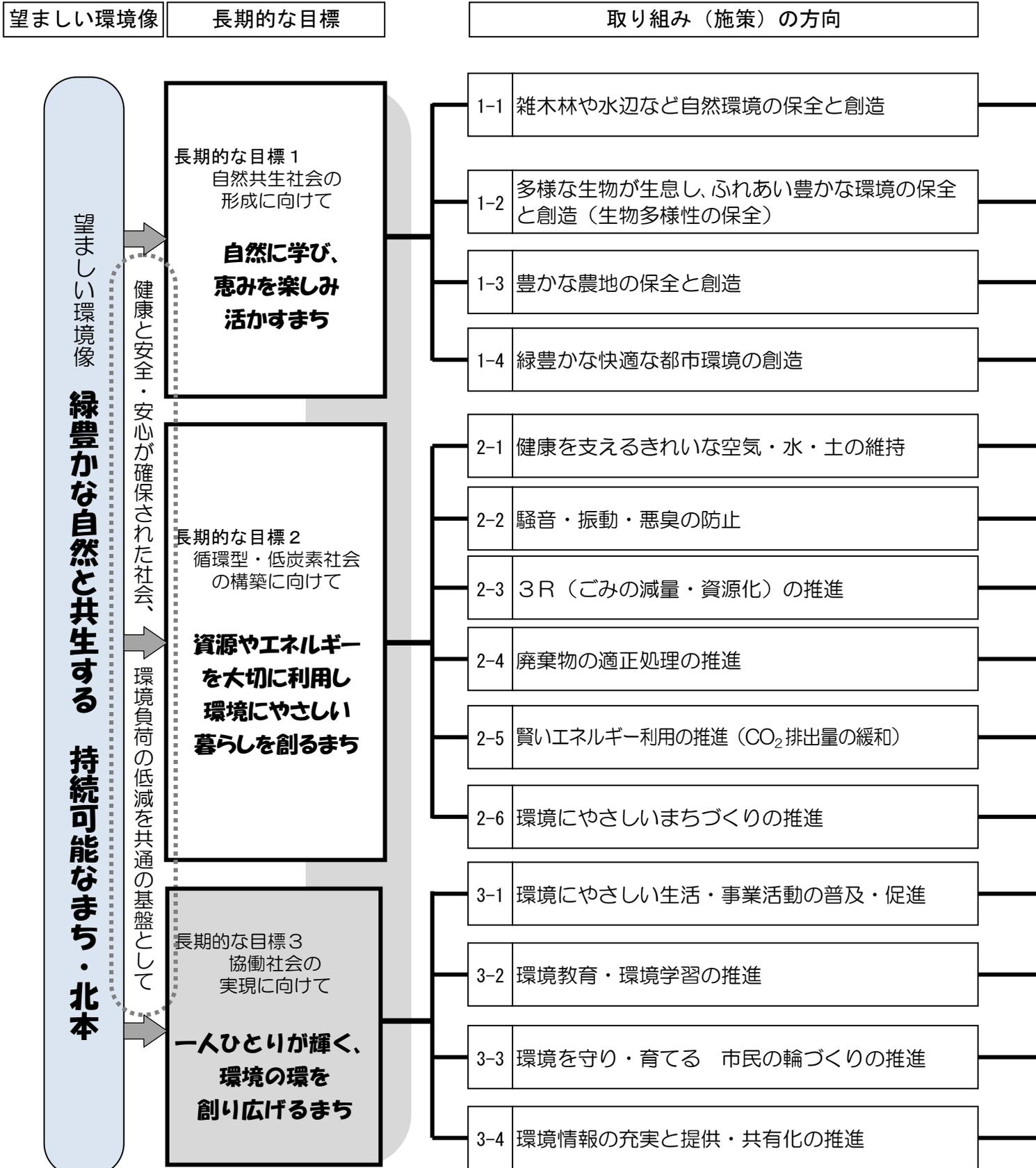
そのため、本計画では、この長期的な目標を実現していくための施策を定め、推進していきます。また、そのうち、本計画の期間において市・市民・事業者・民間団体の協働により重点的に進めていく取り組みを明らかにし、協働プロジェクトとして取り組んでいくものとします。

協働プロジェクトⅣ
**きたもと環境の環
プロジェクト**
(きたもとeeネット)

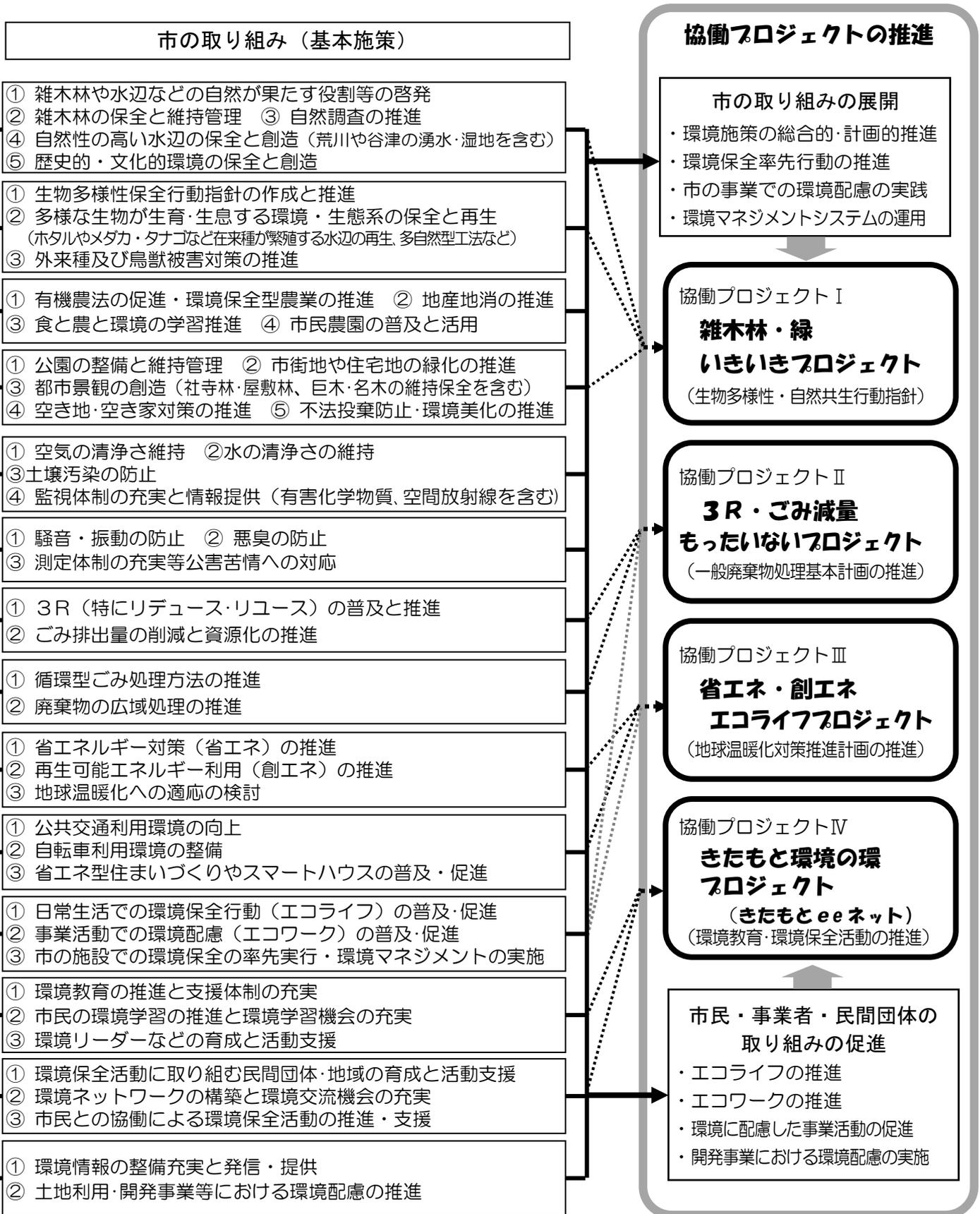
- 環境教育・環境学習など、市民一人ひとりが環境について“学び・考える”機会が充実しているまちづくりを進めます。
- 環境について考え・行動する市民を支える人づくりや活動機会の充実としくみづくりを進めます。
- 環境づくりを進める市民の環（環境ネットワーク）の整備と活動への支援を進めていきます。

第3章 計画で進めていくこと

1 望ましい環境像に向けた取り組み（取り組みの体系）



望ましい環境像及び3つの長期的な目標の実現に向けて、本計画で取り組んでいく施策及び重点的取り組み、協働プロジェクトなどの全体的像を示すと次のようになります。

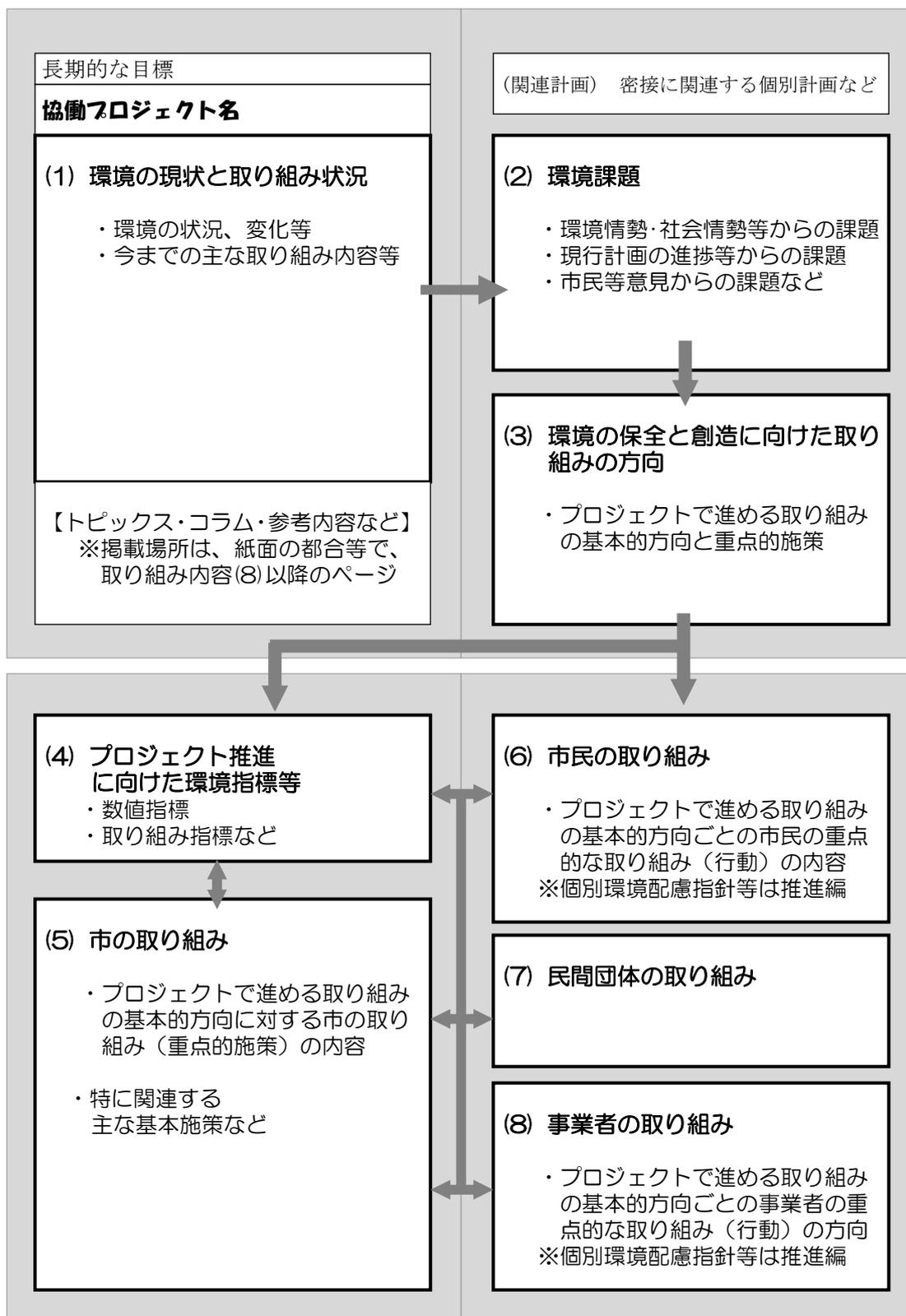


写真など

2 重点的取り組み(協働プロジェクト)の展開

本計画では、計画の期間内において、市・市民・事業者・民間団体が協働して、重点的に取り組んでいく内容を「協働プロジェクト」として示しています。

協働プロジェクトの構成は、基本的には次のような構成になっています。



協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑 いきいきプロジェクト

雑木林は、かつては、薪や炭など身近なエネルギーとして、また、落ち葉は堆肥として農業に利用されるなど、循環型の資源として重要な役割を果たしていました。現在は、社会・経済の変化により、こうした役割はなくなりましたが、多様な生物の生息環境を支えているほか、水のかん養や水循環、気温調節、大気の浄化など、さまざまな役割を果たしています。

また、雑木林などの私たちの身近にある自然は、新緑・落葉・花の風景、木陰での涼み、小鳥のさえずりや雑木林を渡る風の音、ドングリや落ち葉などを使った遊び、散策や自然とのふれあいの場などとして、私たちの暮らしに安らぎと潤いをもたらしています。

市街地や住宅地の緑も、安らぎや潤いのある景観をもたらしているだけでなく、夏の日照や気温を調整し、野鳥や昆虫の移動空間などとして、重要な役割を有しています。

こうした私たちの周りに引き継がれてきた雑木林や屋敷林などの緑も、都市化や開発、相続や利用の低下などにより、減少や荒廃してきています。

そのため、私たちは、私たちのまち・北本の良好な生活環境や自然環境を形成している雑木林などの緑を、それぞれのライフスタイルに応じた形で学び・楽しみ・活用しなら、より健全な“いきいきとした”状態で守り育み、子どもから大人まで身近に自然とのふれあいを“いきいき”と楽しめる環境を創り、将来世代に継承していくことが大切になっています。

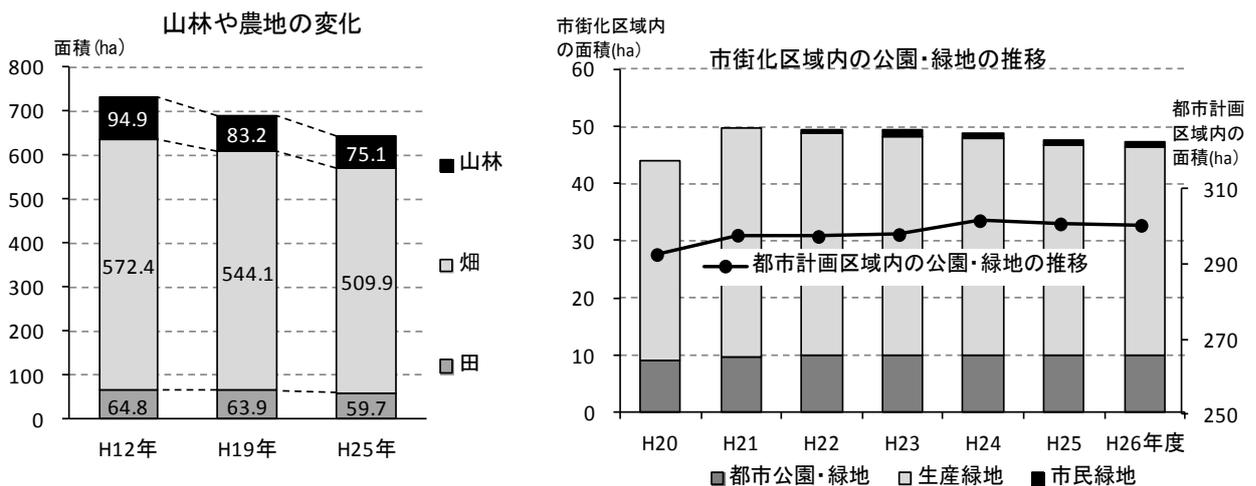
【分野別・関連計画】 ■北本市緑の基本計画（策定中）との連携により効果的に進めます。
□生物多様性保全きたもと行動指針として推進を図っていきます。

(1) 環境の現状と取り組み状況

本市の雑木林は、山林や公園緑地などにまとまって残されてきています。高尾宮岡ふるさとの緑の景勝地や石戸緑地保全地区、北本中央緑地、自然観察公園、野外活動センターなどの公園緑地の雑木林は法令等により整備や保全が行われていますが、多くの雑木林は民有地となっています。

平成 25 年の地目別面積では山林が 75.1ha（市域の面積比 3.8%）となっています。第一次環境基本計画の策定時平成 12 年と比べ山林が約 20ha（山林の約 21%）、平成 19 年計画改訂時と比べ約 8ha（9.7%）減少しました。

また、市街化区域の緑地は、一貫して減少してきましたが、逆線引き地域の市街化区域への編入と生産緑地地区への追加指定、平成 21 年度の生産緑地地区指定農地の見直しなどにより大きく増加しましたが、その後、再び減少傾向で推移しています。



雑木林や湧水・谷津の保護・保全の取り組みとして、市では、法令等による地区や樹木等の指定、保全整備、民間団体の保全活動への支援を行ってきています。

北本中央緑地では指定管理者制度を活用し、NPO法人「北本雑木林の会」による中学生雑木林ボランティア教室や雑木林に親しむ集い、落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム開催など、市民参加による雑木林の管理が行われています。

高尾宮岡ふるさとの景観地では、「高尾宮岡ふるさとのみどりトラスト基金」などにより、周辺の自治会からなる「トラスト8号地里山保存会」による小学児童による体験学習や除草などの取り組みが進められています。

このほか、地域住民によるカタクリ等自生地保全活動や城ヶ崎堤の桜保存活動などの環境保全、環境管理活動の支援をはじめ、雑木林公有地化の検討、不法投棄の監視・一斉撤去などの作業を行っています。

今後の課題

(2) 今後の課題

雑木林などの自然環境の保全是、所有者の協力や周辺自治会、民間団体の協力が得られたところで進められていますが、保全や管理・活用がされなく荒廃しているところも多くあります。

雑木林のほとんどは民有地にあります。そのため、これからも相続時に売却されるなどして雑木林が消失したり、市街地整備や開発に伴って消失したりすることが考えられます。

今後、本市の自然環境や居住環境を代表する雑木林や屋敷林の保全、維持管理をはじめ、貴重な財産としてより良好な状態で将来に引き継いでいくためには、市民・企業・民間団体と行政が協働して、知恵や工夫を図っていくことが急務です。

こうした雑木林や水辺などの自然環境の保全を進めていく上では、次のような課題があります。

- 今日、日常生活の場面で、雑木林などの自然環境とゆっくりとふれあえる機会や時間が減少し、雑木林などの自然環境が、一人ひとりに対して果たしている価値や楽しみ方を発見や体験するきっかけが少なくなっています。そのため、地域や学校、職場など、地域社会が一体となってこうした機会づくりを進めていく必要があります。
- ごみなどの不法投棄による景観や美観上の問題への対応、野生鳥獣害への対応、犯罪防止など、市民が安心して快適に、自然とふれあえる環境づくりも重要になっています。
- 雑木林などの緑の実態把握や自然環境調査など、環境状況の把握、市民・事業者・民間団体との具体的な情報の共有化と情報交換、市民への情報提供・発信が必要です。
- 雑木林を長期的に保全するためには、林の生長状況に応じた伐採や下草刈り、落ち葉かきなどを行うとともに適切な維持管理が必要です。
- 現在も、民間団体や地域の協力により、市民が雑木林に親しむイベントの開催など、雑木林の保全への理解と関心を高める活動が行われていますが、今後、体系的な雑木林保全のための体制づくりを進め、市民・事業者・民間団体との協働による保全の検討を進めていく必要があります。
- こうした取り組みと一体となって、私たちが暮らす北本の持続可能な社会の基盤となる健全な自然環境の保全と創造（再生）をはじめ、生物多様性の保全を図っていくことが課題となっています。

このような課題の解決に向けては、環境教育・環境学習など雑木林に対する理解の向上と啓発を図っていくとともに、市民緑地制度や市民管理協定制度の積極的な活用、「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」で示された市民の力を生かしていくなど、総合的な視点に立った取り組みを、市だけでなく市民・事業者・民間団体が協力して取り組んでいくことが重要になっています。

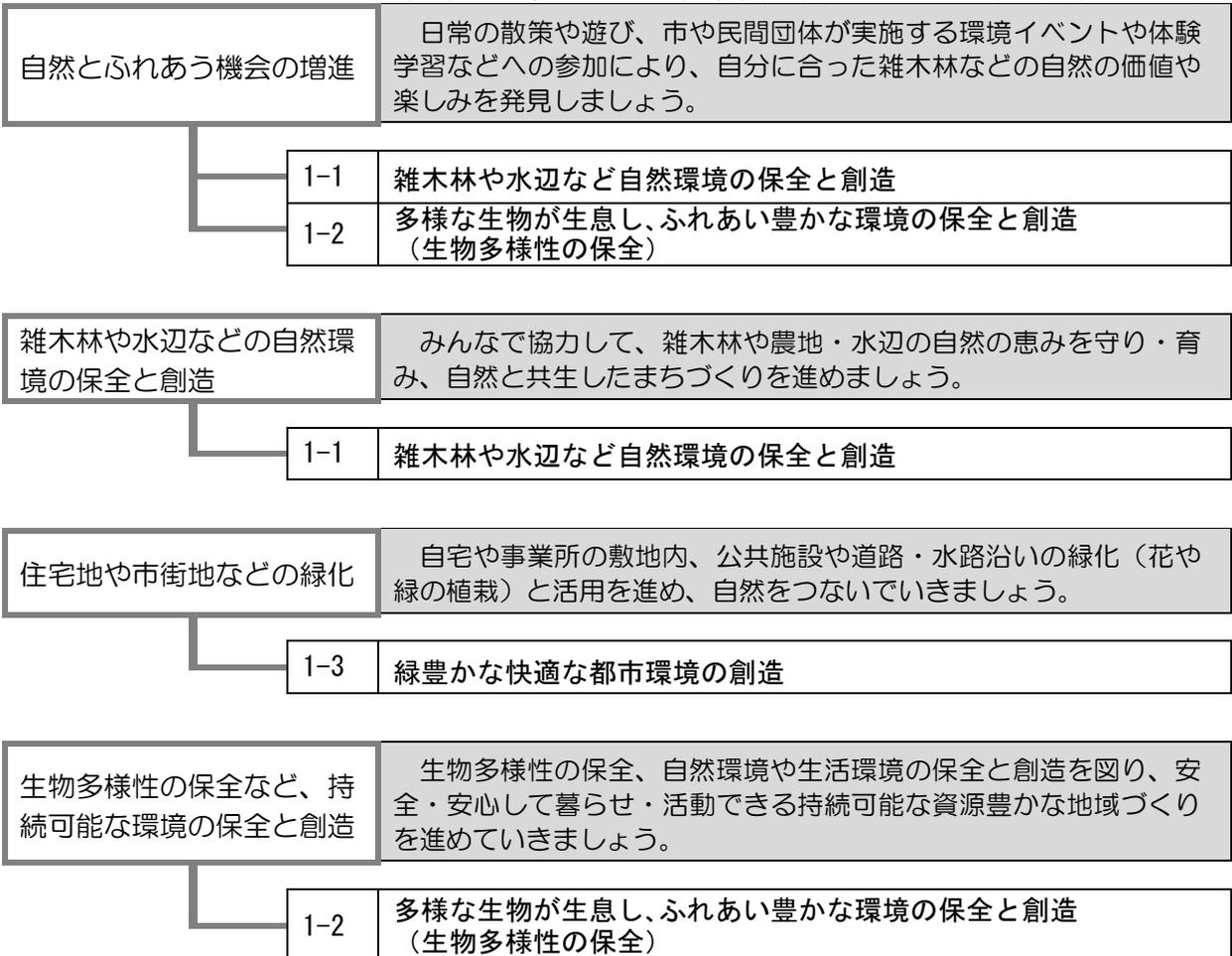
環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

雑木林など北本の自然環境を活かし、守り、育てていくことにより、豊かな自然に学び、自然の恵みとのふれあいを楽しめるまちづくりを、みんなで一緒に進めていきましょう。

- 多様な生きものとふれあえ、恵み豊かな雑木林などの自然、自然との共生に係る先人の知恵や文化に学び、暮らしの中で楽しめる取り組みを進めましょう。
- みんなで協力して、雑木林や農地・水辺の自然の恵みを守り・育み、自然と共生したまちづくりを進め、私たちの子や孫に引き継いでいきましょう。
- 住宅や市街地、沿道の花や緑を育て、雑木林などの自然や緑をつなぎ、花や緑・自然を楽しんで散策できる快適なまちづくりを進めましょう。
- こうした取り組みと一体となって北本の生物多様性の保全、自然環境や生活環境の保全と創造を図り、安全・安心して暮せ、活動できる持続可能な資源豊かな環境の保全と創造を進めていきましょう。

※次の1-1～3-4は、28pの取り組みの方(施策)方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
 なお、長期的な目標3に係る施策は、環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



環境指標

市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた指標等

例・市民1人あたりの都市公園・緑地等の面積目標

- ・自然とのふれあい・体験学習機会
- ・市民参加による雑木林等の管理活動
- ・「(仮) 雑木林など北本の自然の魅力・ふれあい・楽しみ発見マップ」の作成と発信
- ・生物多様性たもと行動指針の策定と推進、他

(5) 市の取り組み

自然とふれあう機会の増進

〔重点:1-1、1-2/関連施策:、3-2、3-3、3-4-①〕

- 自然調査の実施や地域や民間団体との協働による環境学習や体験学習、環境イベントなどを進めていくほか、関連する環境情報の整備と発信・提供に努め、市民・事業者への雑木林や水辺など自然が果たす役割等の啓発を進めます。
- 児童生徒に対する環境教育や体験学習への支援をはじめ、環境学習講座、自然観察や体験学習など自然を活かした環境交流を充実し、自然とふれあう機会を提供します。
- 市民・事業者・民間団体との協働により、市民による「(仮) 北本の自然：魅力・ふれあい・楽しみ発見マップ」を作成し、提供します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全と創造

〔重点:1-1/関連施策:1-2、3-2、3-3、3-4-①〕

- 雑木林など良好な自然環境の場を、法令等に基づく地区指定や公有地化などの検討を進め、その保全と活用を進めます。
- 市民・事業者・民間団体による雑木林や谷津・里山の環境保全と管理への協力と支援を進めます。
- 湧水や湿地、谷津をはじめ、河川や水路など、自然性の高い水辺環境の保全を進めます。また、水路等の改修に際しては多自然型工法などの導入を図ります。

生物多様性の保全など持続可能な環境の保全と創造

〔重点:1-2/関連施策:1-1、1-3、1-4〕

- 北本市緑の基本計画などと連携し、生物多様性保全行動計画（指針）の検討及び策定を進めます。
- 生物多様性保全行動計画（指針）をもとに、多様な生物が生息する環境や生態系の保全と再生などの事業や取り組みを総合的・計画的に進めていきます。

雑木林・緑 いきいき プロジェクト

住宅地や市街地などの緑化

〔重点:1-3/関連施策:1-1、1-2、1-3、1-4、3-1、3-3〕

- 公園や緑地の機能を確保しつつ、周辺の自然環境を活かした自然や身近な生きものとふれあえる公園や緑地の整備に配慮します。
- 市の施設の周辺緑化やピオトープの創造、街路樹や植栽帯の整備、水路沿いの緑化など、緑と水辺のネットワークを創ります。
- 市民・事業者及び地域コミュニティで実施する公園緑地等管理や緑化、花づくりなどの活動に協力し、支援していきます。

市民・事業者・市民団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

身近な雑木林や自然地にでかけ、自分にあった楽しみ方を探す

- 北本の雑木林や里山、水辺などに散策や親子や友人と一緒に遊びにでかけてみます。
- 市や地域、民間団体が行っている自然観察や体験学習、環境イベント、雑木林や水辺の保全活動などに参加や協力します。
- 「(仮)北本の自然：の魅力・ふれあい・楽しみ発見マップ」づくりに参加します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動への協力や参加

- 地域や民間団体が実施している雑木林などの自然を活かした体験学習や環境イベント、雑木林保全活動、自然観察などに参加や活動に協力します。

住まいの緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化

- 屋敷林や家の周りの樹木などの保全と管理を進めます。
- 家の周りでの植栽や生垣の設置、ガーデニング、壁面緑化やグリーンカーテン、花づくりなど、それぞれの生活にあった住まいの緑化を考え、行ってみます。
- 住まい周辺の公園緑地や街路樹などの落ち葉掃きや清掃、水辺の美化を進めます。

(仮)北本の自然：魅力・ふれあい・楽しみ発見マップづくり

雑木林や里山などの自然観察や体験学習などへの参加・協力

雑木林や里山などの保全活動への参加・協力

住宅や事業所の緑化

住まいや事業所の周辺の公園や道路などの環境美化

(7) 民間団体の取り組み

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援

- 雑木林や里山、水辺などを活用した環境学習や体験学習、遊びなどの環境イベントを市民に発信し、進めていきます。
- 市民の環境学習や体験活動、児童生徒の環境教育への支援

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動の推進

- 自然調査や自然観察、生きもの調査などを進め、その情報を共有します。
- 学校や公園でのビオトープづくりなど、生物の生息環境の保全に協力します。
- 雑木林や里山などの保全活動を市民参加により進めます。また、その活動の情報を発信していきます。

公園緑地や水辺、道路などの清掃や美化活動の推進

- 市内の公園や緑地、水辺、道路などの清掃や環境保全活動、環境美化活動を進めます。

(8) 事業者の取り組み

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援

- 従業員の環境学習や体験学習への参加を支援します。また、事業所が有する知識や技術を活かし、市民等の環境教育や環境学習、環境保全活動に協力していきます。

事業所周辺の緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化

- 事業所の周りの敷地を活用した緑化の推進、雑木林の保全活動などに参加・協力します。

【参考】

■ 雑木林保全の必要性

北本市には身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。

雑木林をはじめとする自然環境は、北本のまちなみを豊かにし、住む人や訪れる人々に精神的なやすらぎや快適感を与えています。また、雑木林の役割はそれだけではありません。

雑木林が持つ主な役割や効果として、このほかに次のようなものがあります。

- 多様な生物が生育・生息する場としての役割があります。
- 雑木林の土壌は水を蓄え、河川などへ流れ込む水の量を調節する機能や、水を浄化する機能があります。(水源かん養)
- 樹木の持つ蒸散作用によって大量の熱が吸収されて最高気温を低くし、温和な気象を作り出す働きがあり、近年問題となっている大都市域のヒートアイランド現象を緩和する役割があります。
- 落ち葉や下草などのたい肥材を生み出します。たい肥は有機農産物の生産に欠かせない有機肥料になります。
- 自然と触れ合うことで、自然の仕組みを理解し、自然を大切にすることを促します。
- 環境教育・環境学習やレクリエーションなどの場としての役割があります。
- 雑木林(山林)の植物や土壌は、二酸化炭素(CO₂)を吸収・固定するなど、地球温暖化防止の役割があります。
- 汚染物やチリ・ホコリを吸着する空気浄化作用があります。
- 騒音を吸収・軽減するとともに、騒音源を覆い隠す効果があります。

雑木林は、場所によっては人の手による維持管理が必要です。下草刈りや落ち葉かき、林の生長状況に応じた伐採など、適切な維持管理が行われている雑木林は、カタクリ・キンラン・ヤマユリやミドリシジミ類・クワガタ虫類・カブトムシなど雑木林に依存した野生生物が生育・生息する貴重な場となります。

また、雑木林の一面にやぶ(ブッシュ:低木の茂み)や常緑樹があれば、小鳥などの野生生物の隠れ場所や休息場所などに利用されて、多様な野生生物の生育・生息場所ともなります。しかし、あまり管理が行き届かない雑木林では林床にササ類が繁ってシラカシなどの常緑広葉林へと変化し、これらの野生生物の生育・生息環境を悪化させてしまいます。

また、放置されている雑木林では不法投棄も見られ、監視パトロールや一斉撤去作業などを行っています。

■ 雑木林保全に向けた行政・民間団体の取り組み

本市では、昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を市の将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中に創り上げることを目指してきました。これを受けて、北本市の緑地保全施策は重点的な取り組みがなされ、保護・保全地区や市民緑地、保護樹木などの指定などによる雑木林の保全が進められています。

北本市の西部、荒川の東側に位置し、大宮台地の浸食により形成された谷津（やち）と、それを取り囲む斜面林からなる里山景観が残され、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」に指定されています。クヌギ・コナラを中心とした斜面林、湧水や湿地性草原、希少種など多くの動植物が生育・生息しています。

この「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」は、平成 17 年度に埼玉県で行われた県民投票で、さいたま緑のトラスト保全第 8 号地に選ばれ、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことになりました。

市では「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」の用地取得のため「北本ふるさと緑の市民債」を発行し、用地を取得しました。平成 19 年度に保全整備工事を実施し、平成 20 年 4 月から一般公開しています。また、「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」を創設し、緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全など環境保全事業や啓発活動を進めています。

トラスト 8 号地周辺の自治会から構成される「トラスト 8 号地里山保存会」の協力により、児童の田植え・稲刈りの体験学習や除草など、良好な里山環境を守り、楽しむ活動が進められています。

平成 15 年に、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、NPO 法人や民間団体、事業者などが地方公共団体の設置する公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。北本市では、北本中央緑地や野外活動センター、都市公園などで導入され、NPO 法人「北本雑木林の会」が北本中央緑地の管理や雑木林を活用した様々な取り組みを進めています。

雑木林の管理や希少種草花保護作業をはじめ、中学生雑木林保全ボランティア教室、雑木林に親しむ集いやネイチャーゲームなどのイベントを開催するなど、市民に雑木林にふれあう機会の提供、市民参加による雑木林の管理などが進められています。

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」により、県内の平野部に残る雑木林（平地林）の保全を進めています。平成 17 年から地域ぐるみで緑地を保全していけるよう「市民管理協定制度」を創設し、土地所有者、市町村、市民団体等の 3 者が緑地保全のための管理協定を締結し、これを知事が認定しています。

また、市では都市緑地法の緑地管理協定による「市民緑地」を指定し（H26 年度時点 4 地区）、緑地の維持管理に努めています。

協働プロジェクトⅡ ごみ減量・3R もったいないプロジェクト

私たちが暮らしていく上では廃棄物はどうしても排出されます。かつてはその量が少なく、自然界の中で分解され、栄養塩や資源として循環していました。今日の私たちの豊かな暮らしをつくってきた大量生産・大量消費型社会の拡大に伴い、大量の廃棄物が発生し、また、自然界で分解されにくい物質や汚染をもたらす物質なども増え、廃棄物の処理・処分に膨大な費用がかかっているほか、自然環境や生活環境にも大きな影響を与えています。

廃棄物の処理は地域内処理が原則ですが、北本市には、廃棄物の最終処分場がありません。また、廃棄物の再資源化にも大きな費用がかかります。持続可能な地域社会を構築していく上では、ごみの発生をもとから減らし、資源として大切に再使用し、それでも廃棄されるものを再資源化し、ごみとして最終処分されるものをゼロにしていく必要があります。

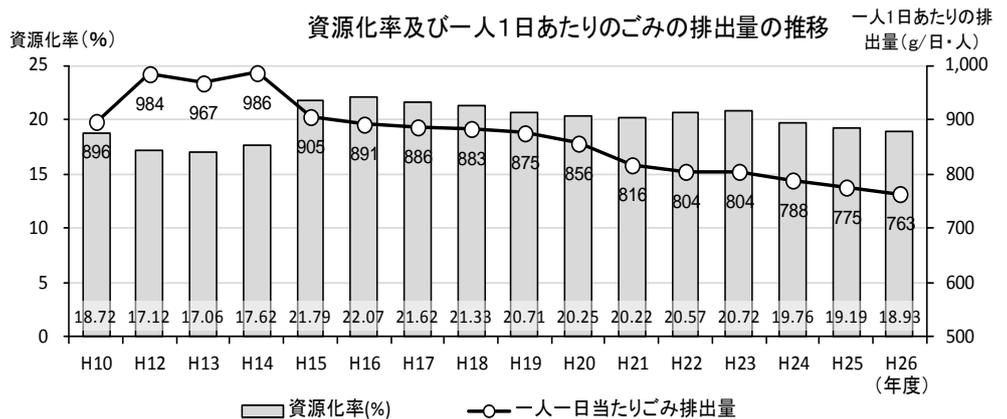
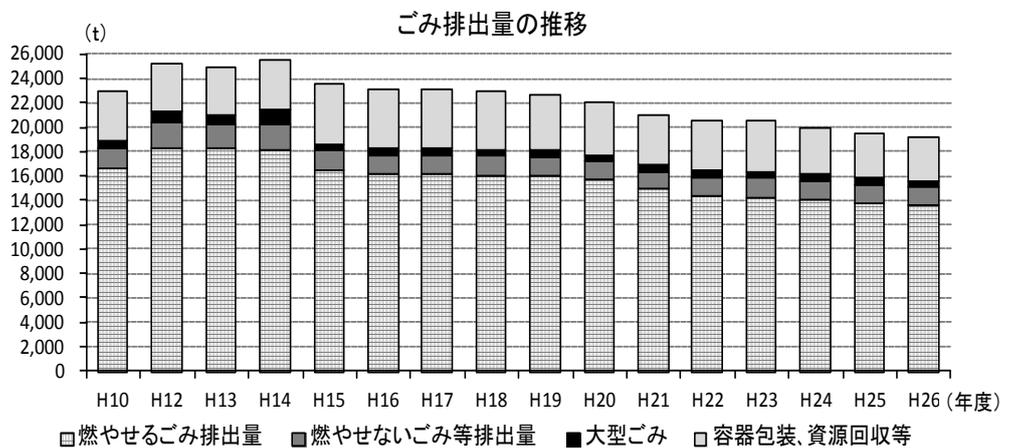
こうした私たちの毎日の暮らしから出る廃棄物をできるだけ減らしていくとともに、資源として循環利用されるしくみをつくっていくことが、私たちみんなの大きな課題です。

(1) 環境の現状と取り組み状況

北本市におけるごみの総排出量は、平成 14 年度の約 25,000 t をピークに減少してきており、平成 26 年度は約 19,000 t と平成 14 年度比で約 25% 減少しています。ごみ排出量に対する燃やせるごみの割合は、毎年 70% 前後で推移していますが、ごみ排出量の減少に伴い、燃やせるごみも同様に減少しており、平成 14 年度比で約 25% 減少となっています。

市民一人当たり
1 日のごみの排出量は、平成 26 年度は 763 g で、平成 14 年度の 986 g から 223 g (約 23%) 減少しました。

また、ゴミ処理にかかった費用は、平成 25 年度は 5 億 7 千 2 百万円で、平成 15 年度の 8 億 2 千 3 百万円に比べ約 30% 減ってきています。



【分野別・関連計画】 ■北本市一般廃棄物処理基本計画（策定中）を分野別実行計画として進めます。
 ■北本市分別収集計画を分野別実行計画として進めます。

北本市では、平成7年7月に「ごみ減量等推進市民会議」が設立し、ごみを排出する市民の立場からごみ問題を考え、「暮らしの中のごみ減量」を進めていくことをめざして、ごみに関する市民意識の啓発、ごみ減量化とリサイクル促進を図る活動など進め、ごみの減量等に大きな成果をもたらしています。

また、市ではごみ処理の広域化の見直しを行い、平成26年に行田市、鴻巣市と一緒に処理を行う北本市彩北広域清掃組合に加入しました。

(2) 環境課題など

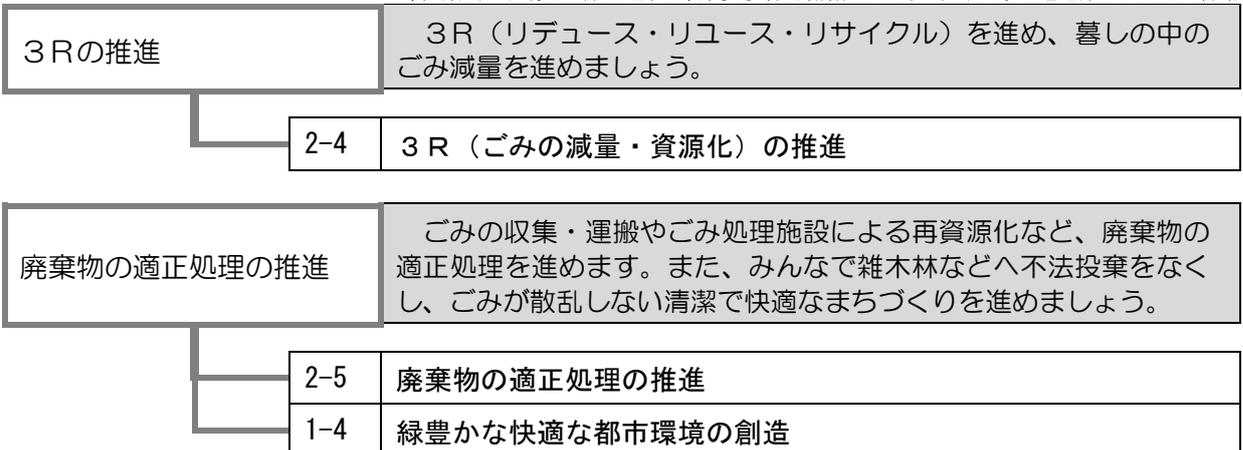
今後、資源が大切に利用され、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、市民一人ひとりがごみ減量化を進め、みんなで循環型社会を構築していきましょう。

- ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみの発生を抑制する（リデュース）、繰り返し使用する（リユース）、ごみとして捨てる前に再資源化し再生品を利用する（リサイクル）の3Rの推進が不可欠です。
- リサイクルは関連法律が整備され、取り組みが進められてきていますが、3Rの基本で、遅れているリデュース、リユースの取り組みの推進が大きな課題となっています。
- 高齢化社会の進行や単身世帯の増加など、今後、ごみの分別・収集のあり方や3R推進への課題となっています。新たなごみ処理広域化によるしくみづくりの検討が重要です。
- また、無くならないごみの不法投棄への対応も課題となっています。

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- 資源が循環利用され、廃棄物の少ない循環型社会づくりを進めていきましょう。
- リデュース・リユース・リサイクルの取り組みを進め、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めていきましょう。
- ごみの散乱や不法投棄がない、清潔で快適に暮らせるまちづくりを進めましょう。

※次の1-1～3-4は、28pの取り組みの方（施策）方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
 なお、長期的な目標3に係る施策は、環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた指標等

例・市民1人1日あたりのごみ排出量の減量

- ・燃やせるごみの発生量の減量
- ・他

(5) 市の取り組み

3R（ごみの減量・資源化）の推進

〔重点:2-3/関連施策:2-4、3-1、3-2、3-3、3-4〕

- ごみに関わる情報を広報やホームページなどで継続的に発信するなど、ごみの減量や資源化、循環型社会づくりの啓発を進めます。
- ごみ減量等推進市民会議と連携し、ごみカレンダーの作成・配布による適正な分別と資源回収、ごみ出しルールの徹底を進めます。
- ごみ減量等推進市民会議と連携し、3Rの一層の推進に向けた普及啓発活動を進めます。
- リサイクルに比べてしくみづくりが遅れているリデュース、リユースのしくみづくりを市民・事業者・民間団体、市民会議との協働で進め、取り組みを進めていきます。
- 容器包装や家電など各種リサイクル法に基づく、適切なリサイクルの方法等の学習会や指導を進めます。
- 生ごみの減量とたい肥化による資源の有効利用を進めます。

**ごみ減量・
3R
もったいない
プロジェクト**

ごみの散乱・不法投棄の防止

〔重点:1-4/関連施策:2-3、2-4、1-1、2-1〕

- ポイ捨てやごみの不法等に関する意識啓発を進めます。
- 雑木林や水辺、空き地などへのごみの不法投棄防止に向けた監視パトロールを進めます。また、不法投棄されやすい箇所の把握など、不法投棄防止対策を進めます。
- 不法投棄物の撤去や清掃等環境美化活動を進め、清潔で良好な生活環境の形成を進めます。

ごみの適正処理の推進

〔重点:2-4/関連施策:2-3、3-4〕

- 学校や家庭、事業所での生ごみの循環型処理の普及啓発、水切りの徹底などを進めていきます。
- 子供だけでなく、大人のごみ処理施設への見学促進、ごみ処理に関する分かりやすい情報提供などにより、啓発活動を進めます。
- 高齢化の進行や単身世帯の増加、北本市彩北広域清掃組合への加入など、今後の資源回収やごみ分別収集体制のあり方などを検討し、見直しを進めていきます。
- 北本市一般廃棄物処理基本計画、北本市分別収集計画を見直し、適正な分別収集と廃棄物の適正処理を進めます。

市民・事業者・市民団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

ごみ処理の実態や問題などを学び、考えます。

- ごみカレンダーなど市やごみ減量等推進市民会議などが提供する情報、ごみ処理施設への見学などを行い、ごみの減量、3Rの必要性、ごみ処理の実態を知ります。

毎日の暮らしの中で3Rを考え行動します。

- すぐにごみとなるもの求めない・もらわないなどリデュースを徹底します。
 - 繰り返し使用する、修理して使う、フリーマーケットを活用するなどリユースを進めます。
 - 各種リサイクル法で決められたものは、その手順にそってきちんとリサイクルします。
 - ごみとして出すまえにリサイクルできるものは分別を徹底し、資源回収に出します。
 - リサイクルによる再生品などを積極的に選択して使います。
 - ごみカレンダー通り分別やごみ出しします。また、ごみ減量等推進市民会議の活動に協力します。
- 生ごみを減らします。
- 生ごみの水切りやたい肥化、エコクッキング、食べ残しをしないなど、生ごみの減量を進めます。
- ごみの散乱・不法投棄の防止に協力します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。また、地域での清掃や環境美化活動に参加・協力します。

リデュース（ごみの発生抑制）の推進
 リユース（再使用）の推進
 リサイクル（再資源化）の推進
 再生品の利用促進
 生ごみの減量化
 不法投棄の防止
 環境美化活動の推進

(7) 民間団体の取り組み

ごみ処理やごみ問題などの情報の収集と発信

- 市民へのごみ問題に関わる情報の提供や市への提案を行います。
- 市民・学校・地域・職場でのごみ減量に係る学習や実践を進めます。

3R（ごみの減量・資源化）の推進

- ごみの分別やごみ出し、3Rの推進を市民・事業者に働きかけます。
- ごみカレンダーや新たなしくみづくりに提案し、作成に協力します。

ごみの散乱・不法投棄の防止

- 市や地域で進めるごみの散乱や不法投棄防止活動など協力します。

(8) 事業者の取り組み

3R（ごみの減量・資源化）の推進

- すぐにごみとして排出されるものを作らない、使わない・付けない、売らない、また、分別しやすく、修理しやすくする、回収するなど、3Rの推進に協力します。
- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを進めます。また、再生品の利用・活用など、循環型社会の構築に貢献します。
- 事業所での省資源化・再資源化を進め、事業系ごみの排出や産業廃棄物の減量を進めます。

ごみの適正処理の推進

- 事業系ごみの一般ごみへの混入を防止します。産業廃棄物は法に基づいて適正に処理します。

ごみの散乱・不法投棄の防止

- 事業系ごみや産業廃棄物を不法投棄しません。地域での清掃や環境美化活動に協力します。

協働プロジェクトⅢ 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト

今の私たちの利便性が高く快適な暮らしは、科学技術の急速な発展と、石炭・石油などの化石燃料をエネルギーや資源として大量に消費する経済・社会によってつくられ、維持されてきました。化石燃料の燃焼などによるエネルギーの大量の消費に伴い、二酸化炭素やメタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、地球の表面気温が上昇しています。これが地球温暖化といわれています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（2013年）では、『20世紀半ば以降の温暖化の原因は人間活動の可能性が極めて高く、このまま対策をとらなければ、今世紀末の世界平均地上気温の変化は、温室効果ガス排出量が最大のシナリオの場合で、2000年頃と比べ2.6～4.8℃の範囲に上昇する可能性が高い。』と報告されました。

加えて、報告書では、ここ数十年、気候変動の影響が全大陸と海洋において、自然生態系及び人間社会に、水資源や陸域・淡水・海洋生物の生息域の変化、農作物への影響などを与えている。また、特に近年、熱波や干ばつ、洪水、台風、山火事など、近年の気象と気候の極端現象による影響は、生態系や人類に対して著しい被害を受ける恐れや被害を与えていると報告しています。

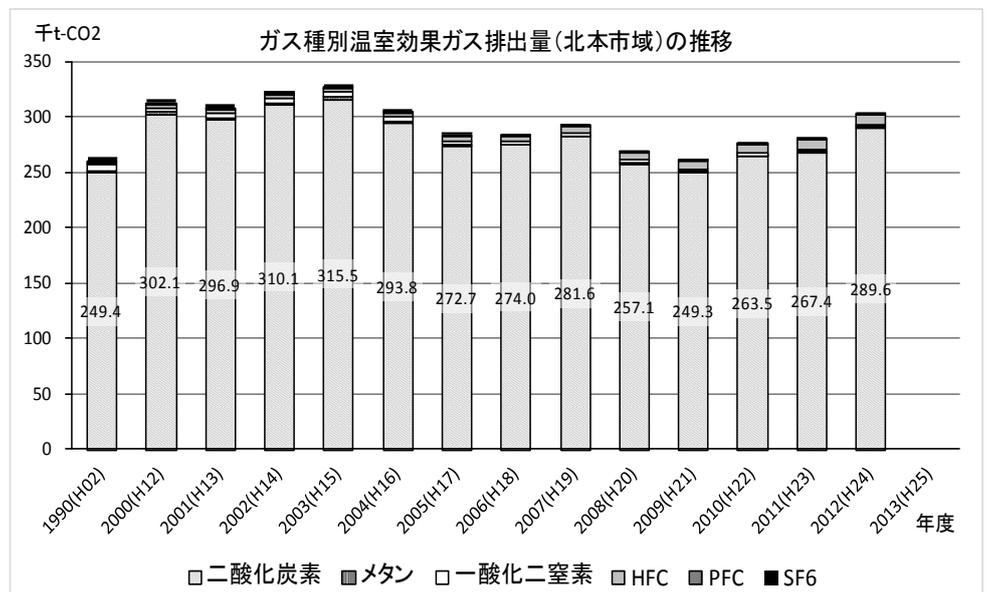
このため、人類の生存をも脅かす深刻な問題として、国際社会での積極的な対応が求められています。私たちは、地球市民の一員として、日常生活や事業活動に伴い排出される温室効果ガスを減らし、環境負荷の少ない低炭素社会の構築により持続可能なまちづくりを進め、地球環境保全にも貢献していくことが求められています。

(1) 環境の現状と取り組み状況

平成24（2012）年度に北本市域から排出された温室効果ガスの推計は302.7千t-CO₂で、京都議定書の第一約束期間の基準年の平成2（1990）年度の排出量262.9千t-CO₂より15%増加しています。

市域から排出される温室効果ガスの約96%は二酸化炭素で、そのうちの98%以上がエネルギー起源となっています。残りは廃棄物の燃焼に伴う二酸化炭素になっています。

※部門別排出量及びエネルギー消費量は●pを参照してください。



【分野別・関連計画】□地球温暖化対策推進計画が策定されるまで、推進計画の役割を担います。

■北本市地球温暖化対策実行計画・環境マネジメントシステムを率先的に実行します。

地球温暖化対策への取り組みとして、市では事務事業における地球温暖化対策実行計画を策定し、市庁舎や文化センター、各出先機関、小中学校のエネルギー消費実態の把握を行い、温室効果ガス排出削減目標を定め、その対策を進めてきています。また、地球温暖化防止に貢献するため、市民・事業者への普及啓発をはじめ、環境への負荷の少ない創・省エネルギーシステムを住宅に設置する市民に、予算の範囲で費用の一部を補助する事業も進めています。

(2) 環境課題など

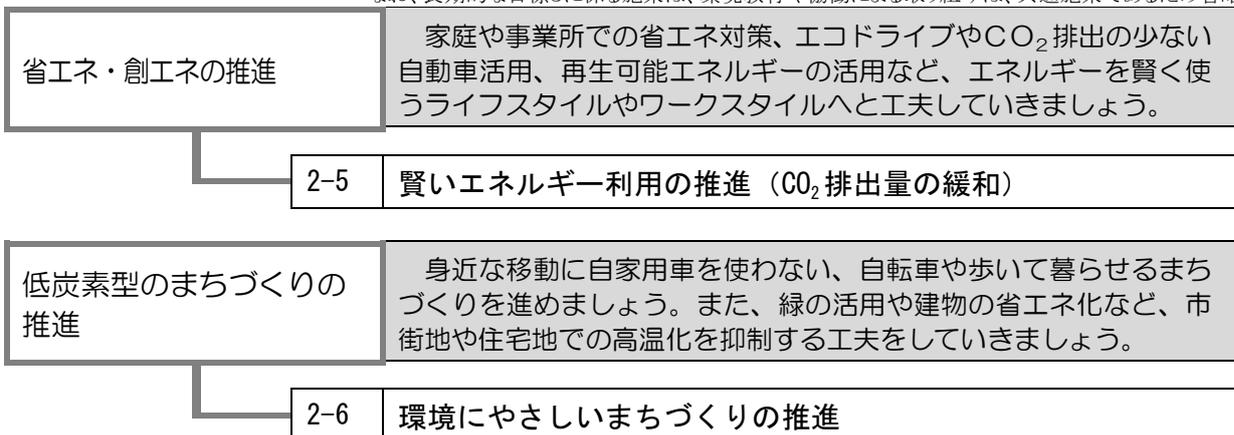
今後、温室効果ガス排出など環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、みんなで低炭素社会を構築し、地球環境保全にも貢献していきましょう。

- 市域から排出される温室効果ガスのほとんどがエネルギー起源の二酸化炭素です。温室効果ガス排出削減に当たっては、化石燃料のエネルギー消費量を削減していく必要があります。
- 日常生活や事業活動における電気や化石燃料の消費量を減らしていくことが必要です
- 化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの利用などが課題となっています。
- 地球温暖化への適応を考慮したまちづくりの検討を進めていく必要があります。

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- CO₂（温室効果ガス）の排出の少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。（温室効果ガス排出の緩和）
- 節電など省エネについて学び、家庭で楽しく実践し、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。
- 太陽光・太陽熱など自然のエネルギーが楽しめ、再生可能エネルギーの利用が工夫されているまちづくりを進めます。
- まちの中の緑が果たす気候調整などの役割を活かし、子供から大人まで自転車の利用や歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりを進めます。

※次の1-1～3-4は、28pの取り組みの方(施策)方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
なお、長期的な目標3に係る施策は、環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた指標等

例・家庭部門や業務部門、運輸部門でのエネルギー消費量の削減目標

- ・再生可能エネルギー利用
- ・自転車利用環境や歩行環境の整備
- ・市街地や住宅地での緑化など

(5) 市の取り組み

省エネ・創エネの推進

〔重点:2-5/関連施策:2-6、2-3、2-4、3-1、3-2、3-3、3-4〕

- 地球温暖化やエネルギー利用に関する環境学習や、家庭でできる節電などの省エネメニューの情報提供を進め、市民のエコライフの取り組みを進めていきます。
- 環境家計簿などの活用により、家庭での省エネやCO₂削減効果の見える化を進めます。
- 環境にやさしい商店街や市街地の形成に向け、エコオフィスやエコショップなど、事業活動における省エネ活動の普及を進めていきます。
- エコドライブやクリーンエネルギー自動車などの普及啓発を進めます。
- 住宅への創・省エネルギーシステムやホームエネルギーマネジメントシステムの導入、エコハウスなどの普及を進めます。
- 太陽光発電や太陽熱など自然エネルギーなど、再生可能エネルギーや新エネルギーによるエネルギーの地産地消についての検討を進めます。

省エネ・創エネ エコライフ プロジェクト

地球温暖化対策の推進

〔重点:2-5、2-6〕

- 北本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進
- 北本市地球温暖化対策推進計画の検討と推進

地球温暖化への適応

〔重点:2-5/関連施策:1-2、1-3、3-2〕

- 地球温暖化に伴う気候変化による自然災害の頻発、水資源や自然生態系への影響、農産物への影響などを考慮したまちづくりなど、地球温暖化への適応策の検討と推進、情報収集等を進めます。

低炭素型まちづくりの推進

〔重点:2-6/関連施策:2-5、1-1、1-5、3-1、3-2、3-3、3-4〕

自転車の利用や歩いて暮らせるまちづくりの推進

- 市街地に残る雑木林などの緑をつなぎ、木陰や緑が楽しめる散策や歩行空間づくりを進めます。
- 雑木林や水辺、公園緑地、空き地などを活用したクールスポットや陽だまり広場があるまちづくりを進めます。
- 自転車利用ゾーンの設置など自転車利用環境の改善と向上を図ります。
- デマンドバスや路線バスの利用環境の向上を図ります。

建物や施設、市街地の省エネ化の促進

- 市街地や住宅地、市の施設など緑化や街路樹の植栽など、夏季における市街地の高温化の緩和を進めます。
- 住宅や事業所の建物の省エネ化（断熱化等）を促進します。
- エコハウスやスマートハウスなどエネルギーを賢く利用するまちづくりを進めます。

市民・事業者・市民団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

自分のエコライフスタイルを実践（省エネの実践）

- 地球温暖化やエネルギーに関する環境学習への参加、家庭でできる節電などの省エネの情報を活用して、自分のライフスタイルに合ったエネルギーの賢い使い方を進めます。
- 環境家計簿などを活用して、自分のエコライフスタイルによる省エネ状況をチェックし、見直してみます。
- 化石燃料などを使わない環境にやさしいエネルギー利用について考えてみます。

自転車や歩きを楽しむ

- 日常の買い物や近在への出かける時は、自家用車の利用を控え、自転車や歩いていき、まち歩きを楽しむようにします。
- 通勤・通学時には、自家用車利用を控え、自転車や公共交通を活用します。

省エネ型の住まいづくりや緑化を進める

- 住宅周辺の敷地を使った植栽や壁面緑化、夏場のグリーンカーテン設置など、緑化や緑を活かした住まいづくりを進めます。
- 住宅の断熱化や自然採光・通風、太陽熱を活かした住まいづくりを進めます。
- 太陽光発電や太陽熱給湯機など再生可能エネルギー利用の導入を検討してみます。
- エコハウスやスマートハウスなどエネルギーを賢く使える住まいづくりを進めます。

エコライフの実践
エコワークの実践

まち歩きを楽しむ

自転車の活用

公共交通の活用

住まいや事業所の緑化や省エネ化

再生可能エネルギー等の活用

(7) 民間団体の取り組み

省エネ・創エネの推進

- 地球温暖化やエネルギー利用に関する情報の発信を進めます。
- エネルギー利用やエコライフに関する環境イベントの開催や参加を進めます。

低炭素型まちづくりの推進

- まち歩きが楽しめるまちづくりに参加や協力します。
- 住宅の緑化への支援、施設や公園緑地・道路の緑化、清掃活動に協力します。

(8) 事業者の取り組み

省エネ・創エネ対策の推進（エコワークの実践）

- エコショップやエコオフィスなど、事業活動（ワークスタイル）に応じた省エネ対策を進めます。
- 環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムなどにより事業所のエネルギー利用を管理し、省資源・省エネ対策を進めます。
- 再生可能エネルギーなど新エネルギーの利用を進めていきます。

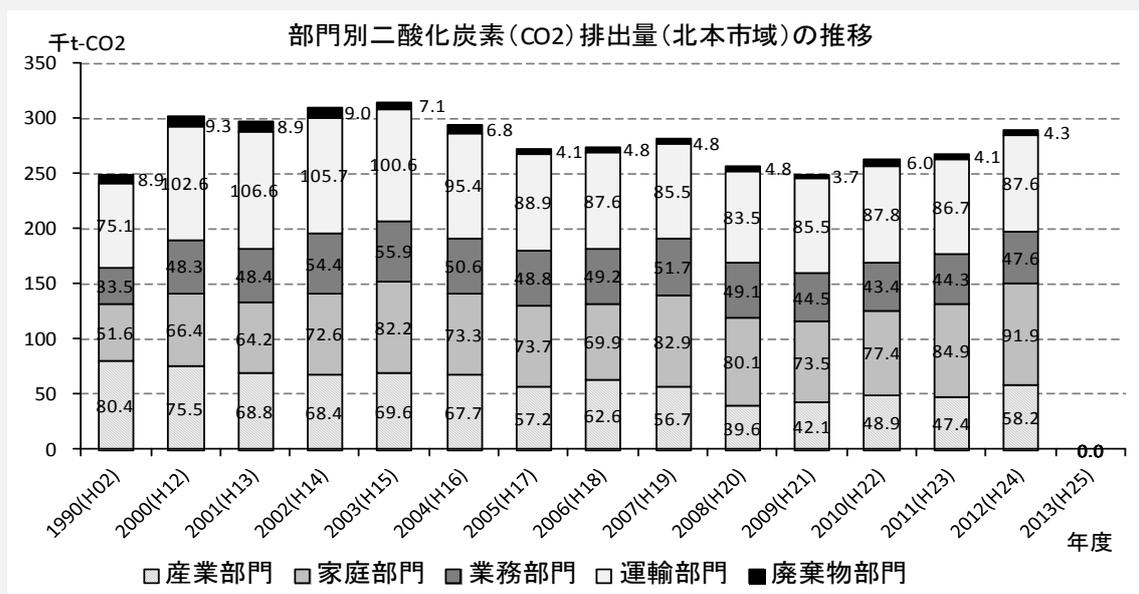
低炭素型まちづくりの推進

- 従業員の公共交通機関利用やエコドライブの推奨、エコカーやクリーンエネルギーカーの導入、輸配送の効率化など事業活動の低炭素化を進めます。
- 事業所周辺の敷地を活かした植栽や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。
- 事業所などの高気密・高断熱化など、建物のエネルギーの効率化を進めます。

■ 北本市域からの部門別温室効果ガス排出量の推移

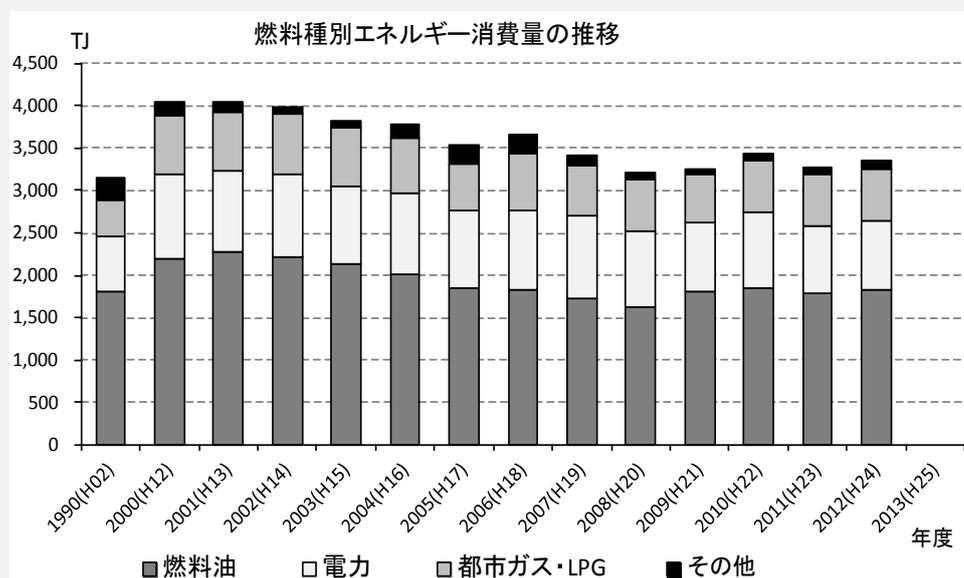
平成 24 (2012) 年度の二酸化炭素の部門別排出割合は、家庭部門が約 32%、運輸部門が約 30%、産業部門が約 20%、業務部門が約 16%で、家庭部門と運輸部門からの排出量が 6 割以上を占めています。また、運輸部門からの二酸化炭素排出量の 97%は自動車からの排出となっています。

産業分野からの温室効果ガス排出量は、リーマンショック後の平成 20 (2008) 年度に大きく減少しましたが、その後やや増加し 2014 年度の排出量は 1990 年度比で約 28%の減少となっています。しかし、家庭分野からの排出量は 1990 年度比で 78%の増加、業務部門で 42%の増加、運輸部門で 17%の増加となっています。



■ 温室効果ガス排出に係るエネルギー消費量の推移

温室効果ガス排出量に係るエネルギー消費量は、熱量換算ベースでは平成 2 (1990) 年度は 3,147.7TJ で、平成 13 (2001) 年度まで増加していましたが、その後平成 20 (2008) 年度まで減少傾向でしたが、以降、緩やかな増加となっています。平成 24 (2012) 年度ではと平成 2 (1990) 年度比で 6.7%の増加となっています。



燃料種別消費量では、ガソリン等燃料油の消費量が全エネルギー消費量の5割以上を占めています。次いで、電力が約25%、都市ガス・LPGが約18%となっています。平成2年度比では、燃料油消費量は約1%の増加ですが、電力は約27%、都市ガス・LPGが約47%増加しています。

エネルギー消費量の5割以上を占める燃料油の7割近くは、運輸部門のガソリン、軽油の消費量です。その燃料油消費量は平成13（2001）年度で最も多く、平成2年度比で約44%増加しましたが、その後減少し、平成24年度はと平成13年度比で約19%の減少となっています。

電力の消費量の6割近くが家庭部門での消費です。その電力消費量は平成22（2010）年度まで一貫して増加してきましたが、平成23（2011）年度の東日本大震災以降の節電等により約7%減少しています。

なお、二酸化炭素排出量で大きく増加したのは、2011年度以降は原子力発電所停止に伴い火力発電に代替したことによる電力の排出係数の増大が大きく影響しています。

協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環プロジェクト

今日のグローバル化した経済社会において、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の蓄積は、私たちの暮らしを支えてくれている地域の自然環境や生活環境にさまざまな影響をもたらしているだけでなく、地球温暖化や生物多様性の減少など地球環境問題までにつながっています。

こうした環境問題に向き合って、より健康的で、快適で、ずっと住んでいきたいまちにしていくためには、私たち一人ひとりが、環境について“学び”、“考え”、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと変換し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

また、一人ひとりの取り組みだけでは効果が見えない取り組みも、多くの人々の取り組みが積み重なって効果が発揮されるものも多くあります。そのため、私たち一人ひとりが環境にやさしい行動をしていくとともに、さまざまな立場の人々と取り組みの輪を広げていく必要があります。

環境の保全と創造、環境負荷の少ないまちづくりに向けて、それぞれの相互理解を育み、連携し、協働の環（ネットワーク）を創っていく必要があります。

(1) 環境の現状と取り組み状況

市民・事業者・親子への「第二次北本市環境基本計画策定に係るアンケート」の結果でも、前回調査に比べ、さまざまな環境問題への関心が見られるほか、日常生活や事業活動においての省資源・省エネに関連した取り組みが進んできています。特に東日本大震災時での節電など、省エネへの取り組みや行動を継続している、一層取り組んでいる市民や事業者が多く見られます。また、雑木林を残していくために、雑木林や公園などの清掃・美化活動、下草刈りや落ち葉かきなどの雑木林保全活動に協力するという意識も高く見られます。

このような市民一人ひとりの環境保全行動を支え、えさらに行動の質を高めていくことが大切になっています。また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場が理解し合えるような環境交流の機会をつくり、協働によるまちづくりの環を広げていく必要があります。

市内には、「ごみ減量等推進市民会議」や NPO 法人「北本雑木林の会」、「トラスト 8 号地里山保存会」をはじめ、環境に関連する活動を行っている自治会などの団体や事業者の団体などがあります。

市では、平成 21 年に制定した「北本市自治基本条例」（平成 22 年 4 月施行）に基づいて、平成 25 年 4 月に「北本市市民参画条例」及び「北本市協働推進条例」を施行し、市民施策提案制度を定めるとともに、市民が主体的に公共事業に取り組む市民公益活動を推進するための「北本市市民公益活動推進計画」を策定し、市民等及び市の協働によるまちづくりを推進し、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現していくことにしました。

【分野別・関連計画】 ■北本市生涯学習計画、

■

(2) 環境課題など

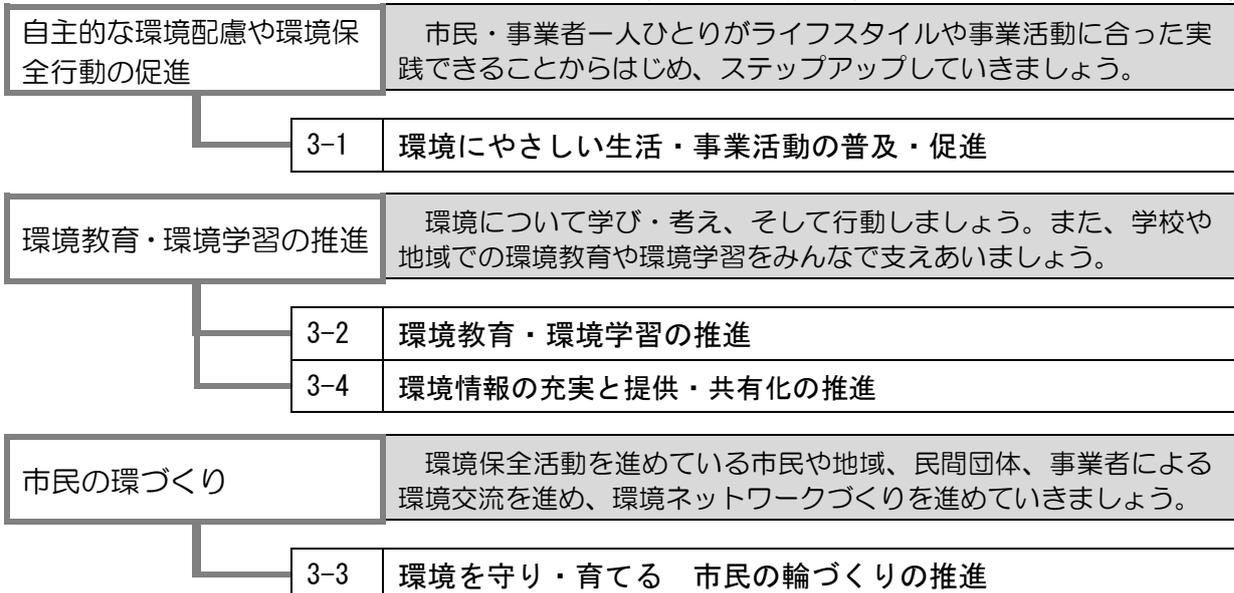
一人ひとりが、環境について“学び・知り”、“考えて”、自分のライフスタイルに合った環境保全行動や活動を進め、活動の輪を広げていきましょう。また、市や地域、市民・事業者・民間団体が活動の環を広げ、協働によるまちづくりや環境保全活動などを進めていきましょう。

- 日常生活や事業活動における環境に配慮した取り組みを、それぞれのライフスタイルや事業活動に合った取り組みから進め、ステップアップしていくことが重要です。
- 環境の情報を共有し、環境学習や体験を通して理解を深めていく必要があります。
- 学校での環境教育や体験学習を支援するしくみや体制づくりが必要です。
- 市民の環境学習や体験学習、自然観察、環境保全活動を支える環境リーダーなどのひとづくりはじめ、環境保全活動に取り組む民間団体や地域の育成と支援が必要です。
- 協働による環境の保全と創造、資源の管理などのまちづくりを進めていく上では、幅広い市民・民間団体・地域などの協力が不可欠です。そのための環境ネットワークづくりを進めていくことが重要です。

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- 環境教育・環境学習など、市民一人ひとりが環境について“学び・考える”機会が充実しているまちづくりを進めます。
- 環境について考え・行動する市民を支える人づくりや活動機会の充実としくみづくりを進めます。
- 環境づくりを進める市民の環（環境ネットワーク）の設立と活動への支援を進めていきます。

※次の1-1～3-4は、28pの取り組みの方(施策)方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
なお、この長期的な目標の施策は、長期的目標1及び2の各施策の共通施策となります。



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた指標等

例・環境ネットワークの設立と協働による環境保全活動情報の発信、参加・協賛者募集

- ・環境教育・環境学習の機会の充実
- ・環境リーダー等人材育成と活動支援のしくみづくり
- ・環境の現状把握及び環境情報の充実と提供、環境配慮・環境保全行動情報の提供
- ・環境基本計画実施計画と年次報告書の公表と意見募集

(5) 市の取り組み

環境教育・環境学習の推進

[重点:3-2/関連施策:3-1、3-3、3-4]

- 環境教育や環境学習の教材や情報を充実し、提供や貸し出します。
- 学校での環境教育を補佐・支援するしくみを充実します。
- 環境教育・環境学習・環境保全活動を支える環境リーダーなどの人材や民間団体・地域を育成し、その活動を支援していきます。
- 市民の環境学習機会を充実します。
- 事業者による従業員の環境教育・環境学習を支援していきます。

自主的な環境配慮や環境保全行動の促進と実践

[重点:3-1/関連施策:3-2、3-3、3-4]

- 市民のエコライフの普及と実践支援します。
- 事業所のエコワークの普及と実践を支援します。
- 環境にやさしい事業所として、市の事務事業及び市庁舎・施設・学校での省資源・省エネ対策を率先的に実行します。
(環境マネジメントシステムの運用)
(地球温暖化対策実行計画の推進)

土地利用・開発事業等における環境配慮の推進

[重点:3-1,3-4]

- 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づく事前環境配慮と調整を進めます。

市民の環づくり

[重点:3-3/関連施策:3-1、3-2、3-4]

- 環境保全活動等を進める市民・地域、民間団体、事業者の環境交流の機会を提供します。
- 環境保全等を進める市民・地域、民間団体、事業者による環境ネットワークの設立とその活動を補佐・支援します。
- 環境ネットワークによる協働の取り組みを推進します。

環境情報の整備提供・発信

[重点:3-4/関連施策:3-1、3-2、3-3]

- 市民・事業者の環境配慮行動に関する情報を提供します。
- 市域の環境の現状に係る調査や情報の収集と整備を進め、提供します。
- 市民や民間団体、環境ネットワークが行う環境保全活動・環境交流開催などの情報を発信・支援します。
- 環境基本計画及び実施計画、年次報告の情報を公表します。

きたもと
環境の環
プロジェクト

市民・事業者・市民団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

自主的な環境配慮や環境保全行動の実践（エコライフ等の実践）

- 省エネ行動など、自分のエコライフスタイルを実践し、ステップアップしましょう。
- 環境負荷の少ない住まいづくりを検討しましょう。
- 設備や家電、自動車などの買替などに際して環境にやさしいものを選びましょう。

環境教育や環境学習への参加

- 市や地域、民間団体が進める環境学習や体験学習に積極的に参加しましょう。
- 学校での環境教育・体験学習に協力しましょう。子どもと一緒に学びましょう。

市民の環づくりへの参加

- 市や地域、民間団体が開催する環境保全活動等に参加し、環境の輪を広げましょう。
- きたもと市民の環（環境ネットワーク）に参加してみましょう。
- きたもと市民の環（環境ネットワーク）による環境保全活動に参加しましょう。

エコライフ等の実践
エコワーク等の実践
市の率先行動の実践

環境教育への支援
環境学習機会の充実

市民の環（環境ネット
ワーク）づくり

環境情報の発信

(7) 民間団体の取り組み

環境教育や環境学習への協力と機会の提供

- 学校での環境教育・体験学習に協力します。
- 市民向けの環境学習や体験学習、自然観察など開催し、環境学習機会を提供します。

市民の環づくりへの参加

- 市民向けの環境学習や体験学習、自然観察、フリーマーケットや環境保全活動などの環境イベントを企画開催し、市民との環境交流を深めます。
- 協働によるまちづくりや環境保全活動を進める「きたもと市民の環（環境ネットワーク）」に参加し、連携して活動を進めます。

環境情報の充実と提供・環境保全活動情報の発信

- 環境保全活動や環境交流の情報を積極的に発信しましょう。
- 民間団体が保有する北本の環境に関する情報や知見などを提供していきます。

(8) 事業者の取り組み

自主的な環境配慮や環境保全行動の実践

- 環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムを導入し、環境負荷の少ない事業活動や環境にやさしい製品等の製造・情報提供、流通・販売等を進めます。
- 開発や事業所建設等に際し土地利用・開発事業等環境配慮指針に基づいた配慮と対策を進めます。。

環境教育や環境学習への参加

- 市や地域、民間団体が進める環境教育や環境学習に参加や協力します。

市民の環づくりへの参加

- 「きたもと市民の環（環境ネットワーク）」に参加し、活動に協力します。

(裏：白)

資料編

1 環境基本条例

- ・環境基本条例の内容紹介

2 計画策定の経過、諮問・答申

- ・計画策定までの流れ
- ・諮問・答申、環境審議会委員名簿

3 用語の解説

- ・本文中に出てきた難しい用語等の説明